

# 2019年度 学生便覧



広島大学歯学部



広島大学

## 広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たななる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

## 歯学部理念と目標

### 1)理念

1. 高度な医療技術と学識、豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

### 2)目標

1. 幅広い教養と豊かな人間性、協調性を備え、国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来、歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち、国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

## ○ 広島大学歌

- 1 光あり  
遠き山なみ 輝きて  
新たなる日は ひらけたり  
ああ われら  
はてなき空に かたちなす  
真をそ きはめん望みなり
- 2 流あり  
古き歴史は 七筋に  
わかれてとはに 伝へたり  
ああ われら  
移らう時に かはらざる  
善きをこそ 努めん集ひなり
- 3 緑あり  
つよき不死の樹 広がりて  
葉末は風に そよぎたり  
ああ われら  
明るき道に 影しるす  
美しきもの 求めん願ひなり

## 《 学生便覧について 》

1. この「学生便覧」は、歯学部 of 平成 31 年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 「I 教育課程」では、前半部に歯学部の教育課程の履修基準表（教養教育及び専門教育）等を掲載し、後半部に全学部に通じた教養教育に関する内容が記載してあります。
3. 「II 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載してあります。
4. 「III 諸規則」では、学部生に必要な歯学部の規則等を記載してあります。
5. 卒業するまで、この『学生便覧』に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

## 注 意 事 項

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、**1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。**ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかつたために思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

1. 履修登録期間の掲示
2. 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示
3. 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

## 広島大学学期区分

前 期		区 分
期 間		
4月1日～4月7日		春季休業
4月8日～8月10日		授 業
8月11日～9月30日		夏季休業
後 期		
10月1日～12月25日		授 業
11月5日		創立記念日
12月26日～1月5日		冬季休業
1月6日～2月15日		授 業
2月16日～3月31日		学年末休業

## 授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8:45～9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

# 目次

- ・ 例規検索システム ..... 43
- ・ 広島大学規則集 (英語版) ..... 44
- ・ 規則等一覧 ..... 45

## I 広島大学の理念 ・ 歯学部 の理念と目標 ・ 広島大学歌 ・ 広島大学学期区分 ・ 授業時間

### I 教育課程

- 1 教育科目履修基準等について
  - ・ 広島大学歯学部細則 ..... 1
  - ・ 教養教育科目履修基準表 (歯学部教育課程表 (別表第1)) ..... 6
  - ・ 専門教育科目履修基準表 (歯学部教育課程表 (別表第2)) ..... 9
  - ・ 広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について ..... 16
  - ・ 広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について ..... 18
  - ・ 追試験、再試験及び特別試験の取扱い ..... 21
  - ・ 歯学科における既修得単位等の認定の取扱い ..... 22
  - ・ 口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い ..... 23
  - ・ 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規 ..... 24
  - ・ 歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について ..... 25
  - ・ 学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて ..... 26
  - ・ 学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて ..... 27
  - ・ 歯学部期末試験実施要項 ..... 28
  - ・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて ..... 29
  - ・ 広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ ..... 30
  - ・ 広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ ..... 30
  - ・ 広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準 ..... 31
  - ・ 成績評価に対する異議申立制度について ..... 32

### II 教務 ・ 学生生活関係

- 1 諸手続等について ..... 35
- 2 学業成績の送付について ..... 36
- 3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について ..... 36
- 4 学生生活注意事項 ..... 36
- 5 国家試験について ..... 40

### III 諸規則

- 1 広島大学規則集

### IV 教員 ・ 配置図

- 1 大学院医歯薬保健学研究科 ・ 歯学分野 教職員名簿 ..... 47
- 2 震地区建物配置図 (歯学部建物内配置図含む) ..... 49
- 2 教養教育について ..... 教養1～44
- 3 到達目標型教育プログラムについて ..... ハイプロ1～27

# I 教育課程

## 1 教育科目履修基準等について



○広島大学歯学部細則

(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

歯学科

口腔健康科学科

口腔保健学専攻

口腔工学専攻

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 歯学科は、歯科医師となるための基礎的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育成するために教育を実施する。これらによつて、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻は、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによつて、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻は、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによつて、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

(口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第 2 条の 3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻 20 人

(2) 口腔工学専攻 20 人

(教育課程)

第 3 条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。

歯学プログラム

口腔保健学プログラム

口腔工学プログラム

国際歯学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第 4 条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第 1 のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第 2 のとおりとする。

4 前 2 項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。

(履修手続)

第 5 条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員各等は、その学期の始めに公示する。

第 6 条 歯学科の学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第 7 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

第 8 条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第 1 項の手続を行わなければならない。  
(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第 9 条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 10 条 1 年次に卒業要件単位として修得することができる教養教育科目の単位数は、歯学科の学生にあつては 46 単位、口腔健康科学科の学生にあつては 38 単位を上限とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 11 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(既修得単位数等の認定)

第 12 条 広島大学既修得単位数等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日(副学長(教育・学

生担当決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位の認定(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。  
(教育課程の修了)

第13条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する単位を修得することによる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修した者には、科目ごとに定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第15条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。  
(科目試験)

第16条 科目試験は、それぞれの授業科目(臨床実習を含む。)について行う。

2 科目試験の方法及び期日については、当該授業担当教員が定め、原則として2週間前までに発表する。

3 授業実施時間の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続をした上でその欠席が病气その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

4 試験当日病气その他の事故で科目試験を受けることができない者は事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて速やかに学部長へ届け出なければならない。

5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。

6 科目試験の得点が満点の60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

(成績評価基準の明示及び平均評価点)

第17条 授業科目の成績評価基準は、授業担当教員が定め、シラバス(授業計画)に明示す

るものとする。

2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点(GPA: Grade Point Average)をもって評価する。

$$\text{平均評価点} = (\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / \text{登録単位数} \times 4 \times 100$$

第18条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

2 前項の所定の単位数については、別に定める。

(教員免許)

第19条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第20条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第21条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第22条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第23条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第 25 条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならぬ。

2 前項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。  
(卒業の要件)

第 26 条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第 4 条に規定する修年年限以上在学し、かつ、別表第 1 及び別表第 2 に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(雑則)

第 27 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

別表第 1(第 4 条第 2 項関係)

歯学部教育課程表(別表第 1)

別表第 2(第 4 条第 3 項関係)

歯学部教育課程表(別表第 2)

## 歯学部教育課程表（別表第1）

### ＜歯学科 歯学プログラム＞

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修ターム (注1)			
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修	2年次2ターム			
	基礎科目 大学教育	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	1ターム		
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1ターム		
	共通科目	領域科目	4	人文社会科学系から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	1～4ターム		
			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必修	2ターム		
			2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必修	4ターム		
		外国語科目	英語 (注2)	コミュニケーション演習	2	コミュニケーション演習Ⅰ	1	必修	1ターム
					2	コミュニケーション演習Ⅱ	1		3ターム
			英語 (注2)	コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	1, 2ターム
					2	コミュニケーションⅠB	1		
			英語 (注2)	コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修	3, 4ターム
					2	コミュニケーションⅡB	1		
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰ, Ⅱ	1	選択必修	1, 2ターム		
			4	ベーシック外国語Ⅲ, Ⅳ	1		3, 4ターム		
		情報科目	2	情報活用基礎	2	選択必修 (注3)	1ターム		
	2		情報活用演習	2	3ターム				
	健康スポーツ科目	2	健康スポーツ科学	2	選択必修	1～4ターム			
		2	スポーツ実習	1		1～4ターム			
	基盤科目	6	一般化学	2	必修	2ターム			
			細胞科学	2		3ターム			
			国際医学連携開発学	2		1ターム			
4		初修物理学(注4)	2	選択必修	2ターム				
		初修生物学(注5)	2		1ターム				
		人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1		3ターム				
		人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1		4ターム				
		基礎微分積分学	2		2ターム				
		基礎線形代数学	2		4ターム				
		基礎物理学Ⅰ	2		3ターム				
計	38								

注1：年次の記載がない場合は1年次に履修すること。なお、単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するタームが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目区分	要修得単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履修ターム (注1)			
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修	2年次2ターム			
	基礎 大学 科目 教育	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	1ターム		
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1ターム		
	共通科目	領域科目	4	人文社会科学系から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	1～4ターム		
			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必修	2ターム		
			2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必修	4ターム		
		外国語科目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	集中講義等	
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			
				コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	1, 2ターム
						コミュニケーションⅠB	1		
			コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修	3, 4ターム	
					コミュニケーションⅡB	1			
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰ, Ⅱ	1	選択必修	1, 2ターム	
				ベーシック外国語Ⅲ, Ⅳ	1	3, 4ターム			
		情報科目	2	情報活用基礎	2	選択必修 (注3)	1ターム		
				情報活用演習	2		3ターム		
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	1～4ターム		
		基盤科目	2	医療従事者のための心理学	2	必修 (注4)	4ターム		
				国際医学連携開発学	2	必修	1ターム		
			2		初修生物学(注5)	2	選択必修	1ターム	
					細胞科学	2		3ターム	
	人間理解のための人体解剖学Ⅰ				1	3ターム			
	人間理解のための人体解剖学Ⅱ				1	4ターム			
	2		初修化学	2	選択必修	2ターム			
			一般化学	2		2ターム			
	計	36							

注1: 年次の記載がない場合は1年次に履修すること。なお、単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するタームが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5: 履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注6: 養護教諭の免許を取得しようとする者は、「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を参照すること。

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修ターム (注1)		
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修	2年次2ターム		
	基礎大学 科目教育	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	1ターム	
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1ターム	
	共通科目	領域科目	4	人文社会科学系から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	1～4ターム	
			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必修	2ターム	
			2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必修	4ターム	
		外国語科目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	集中講義等
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1		
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	1	必修	1, 2ターム	
				コミュニケーションⅠB	1			
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	1	必修	3, 4ターム	
				コミュニケーションⅡB	1			
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語Ⅰ, Ⅱ	1	選択必修	1, 2ターム		
			ベーシック外国語Ⅲ, Ⅳ	1		3, 4ターム		
		情報科目	情報活用基礎	情報活用基礎	2	選択必修 (注3)	1ターム	
	情報活用演習			2	3ターム			
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	1～4ターム	
	基盤科目		2	医療従事者のための心理学	2	必修 (注4)	4ターム	
			2	国際医学連携開発学	2	必修	1ターム	
			4	初修生物学(注6)	2	選択必修 (注5)	1ターム	
				細胞科学	2		3ターム	
				人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1		3ターム	
				人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1		4ターム	
一般化学			2	選択必修 (注5)	2ターム			
初修物理学(注6)			2	選択必修 (注5)	2ターム			
基礎物理学Ⅰ			2		3ターム			
2			基礎微分積分学又はヘルスサイエンスのための基盤数学(注6)	2	必修	1又は2ターム		
2			基礎線形代数学	2	必修	4ターム		
2			統計学	2	選択必修 (注7)	4ターム		
	その他の基盤科目から	1又は2						
計	42							

注1：年次の記載がない場合は1年次に履修すること。なお、単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するタームが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5：これら生物に関する科目群、化学に関する科目群、物理に関する科目群の3つのグループの中から2つ選択し、それぞれ1科目ずつ履修すること。

注6：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注7：「統計学」を履修すること。なお、「統計学」の単位を修得できなかった場合のみ、その他の基盤科目の単位で代替えることができる。

## 歯学部教育課程表（別表第2）

### 〈歯学科 歯学プログラム〉

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・semester別履修単位数												備考		
			1		2		3		4		5		6				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
基 礎 科 目	◎ 医療倫理学	1			1												口腔健康科学科と合同授業、一部非常勤講師
	◎ 対人コミュニケーション論	1				1											口腔健康科学科と合同授業
	◎ 医療コミュニケーション基礎論	1				1											口腔健康科学科と合同授業
	◎ 医療情報処理学	2				2											口腔健康科学科と合同授業
	◎ 臨床心理学	1					1										口腔健康科学科と合同授業 非常勤講師
	◎ チーム医療学	1					1										口腔健康科学科と合同授業
	◎ 実践専門英語	2					2										口腔健康科学科と合同授業
	◎ 特別科目	1						1									非常勤講師
	◎ 歯科医療安全学	1							1								口腔健康科学科と合同授業
	◎ 災害医療・歯科法医学	1								1							口腔健康科学科と合同授業
幹 科 目	◎ 解剖学	2	2														
	◎ 解剖学実習Ⅰ	2		2													
	◎ 解剖学実習Ⅱ	2		2													
	◎ 発生学	2			2												
	◎ 組織学・口腔組織学	2			2												
	◎ 組織学実習Ⅰ	1			1												
	◎ 組織学実習Ⅱ	1			1												
	◎ 口腔解剖学	1			1												口腔健康科学科と合同授業
	◎ 口腔解剖学実習	1			1												口腔健康科学科と合同授業
	◎ 人類遺伝学	2			2												医学科と合同授業、原医研教員
	◎ 口腔生化学Ⅰ	2			2												
	◎ 口腔生化学Ⅱ	2			2												
	◎ 口腔生化学実習	1				1											
	◎ 口腔生理学Ⅰ	2			2												
	◎ 口腔生理学Ⅱ	2			2												
	◎ 口腔生理学実習	1				1											
	◎ 歯科理工学Ⅰ	1			1												
	◎ 歯科理工学Ⅱ	2			2												
	◎ 歯科理工学実習Ⅰ	1				1											
	◎ 歯科理工学実習Ⅱ	1				1											
◎ 微生物学Ⅰ	2			2													
◎ 微生物学Ⅱ	2			2													
◎ 免疫学	2			2													
◎ 口腔微生物学・免疫学実習	1				1												
◎ 歯科薬理学Ⅰ	2				2												
◎ 歯科薬理学Ⅱ	2				2												
◎ 薬理学実習	1					1											
◎ 口腔病理学Ⅰ	2				2												
◎ 口腔病理学Ⅱ	2				2												
◎ 口腔病理学実習Ⅰ	1					1											
◎ 口腔病理学実習Ⅱ	1					1											
◎ 医科歯科分子生物学	2					2										原医研教員	
◎ 放射線生物学・放射線健康リスク科学	2					2										医学科と合同授業、原医研教員	
医 学 系 科 目	◎ 内科学Ⅰ	2					2										医学部教員
	◎ 内科学Ⅱ	2					2										医学部教員
	◎ 外科学Ⅰ	2					2										医学部教員
	◎ 外科学Ⅱ	1					1										医学部教員
	◎ 眼科学	1					1										医学部教員
	◎ 耳鼻咽喉科学	1					1										医学部教員
	◎ 皮膚科学	1					1										医学部教員
	◎ 精神科学	1					1										医学部教員、口腔健康科学科と合同授業
	◎ 小児科学	1					1										医学部教員、口腔健康科学科と合同授業

＜歯学科 歯学プログラム＞

科目区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	学年・セメスター別履修単位数												備 考		
			1		2		3		4		5		6				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
基 幹 科 目	◎ 歯科放射線学Ⅰ	1					1										
	◎ 歯科放射線学Ⅱ	2						2									
	◎ 歯科放射線学基礎演習	1							1								
	◎ 診断・検査学	2								2							
	◎ 口腔衛生学	2								2							口腔健康科学科と合同授業
	◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅰ	1									1						
	◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅱ	1										1					
	◎ 歯科麻酔学	2								2							
	◎ 歯科麻酔学基礎演習	1									1						
	◎ 歯内療法学	2									2						
	◎ 保存修復学	2										2					
	◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅰ	1										1					
	◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅱ	1											1				
	◎ 歯周病学Ⅰ	1									1						
	◎ 歯周病学Ⅱ	2										2					
	◎ 歯周療法学基礎実習Ⅰ	1											1				
	◎ 歯周療法学基礎実習Ⅱ	1												1			
	◎ 顎機能学	2										2					
	◎ 補綴学Ⅰ	1											1				
	◎ 補綴学Ⅱ	2												2			
	◎ 義歯補綴学Ⅰ	2													2		
	◎ 義歯補綴学Ⅱ	1														1	
	◎ 口腔インプラント学	2														2	
	◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅰ	1														1	
	◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅱ	1														1	
	◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅰ	1														1	
	◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅱ	1														1	
	◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ	1														1	
	◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ	1														1	
	◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ	1														1	
	◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ	1														1	
	◎ 口腔外科学Ⅰ	2														2	
	◎ 口腔外科学Ⅱ	2														2	
	◎ 顎外科学Ⅰ	2														2	
	◎ 顎外科学Ⅱ	2														2	
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅰ	1														1	
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅱ	1														1	
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅲ	1														1	
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅳ	1														1	
	◎ 歯科矯正学Ⅰ	2														2	
	◎ 歯科矯正学Ⅱ	2														2	
	◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅰ	1														1	口腔健康科学科と合同授業
◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅱ	1														1	口腔健康科学科と合同授業	
◎ 小児歯科学Ⅰ	2														2		
◎ 小児歯科学Ⅱ	2														2		
◎ 小児歯科学基礎実習Ⅰ	1														1		
◎ 小児歯科学基礎実習Ⅱ	1														1		
◎ 障害者歯科学	2														2	口腔健康科学科と合同授業	
◎ 成人・高齢者歯科学	2														2	口腔健康科学科と合同授業	
◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1														1	口腔健康科学科と合同授業	
◎ 局所解剖学実習Ⅰ	1														1		
◎ 局所解剖学実習Ⅱ	1														1		
◎ 総合歯科医療学Ⅰ	1														1		
社会 歯学 系	◎ 衛生行政	1				1										口腔健康科学科と合同授業	
	◎ 衛生学・公衆衛生学	1					1									口腔健康科学科と合同授業	
	◎ 社会歯科学	1													1	口腔健康科学科と合同授業, 一部非常勤講師	
	◎ 社会福祉学	1													1	口腔健康科学科と合同授業	
究 歯 科 目 研	◎ リサーチスタートアップ	1					1									口腔健康科学科と合同授業	
	◎ 歯学研究特論Ⅰ	1													1		
	◎ 歯学研究特論Ⅱ	2													2		

〈歯学科 歯学プログラム〉

科目区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	学年・セメスター別履修単位数												備 考		
			1		2		3		4		5		6				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
展 開 科 目	◎ 歯科臨床英語	2											2				
	◎ 国際歯科医学特論	1											1				
	◎ 口腔機能修復学特論	1											1				
	◎ 応用口腔医学特論	1											1				
	◎ 顎口腔医療学特論	1											1				
	◎ 咬合発達育成学特論	1											1				
	◎ 臨床歯科医学総合演習	2											2				
	◎ 総合歯科医療学Ⅱ	1											1				
	◎ 総合歯科医療学Ⅲ	1											1				
	◎ 基礎・臨床総合示説	4											4				
臨床実習 科目	◎ 救急集中治療医学	1											1				医学部教員
	◎ 歯学研究実習	8								2	4	2					
臨床実習 科目	◎ 臨床見学演習・実習	4			1			2				1					
	◎ 臨床実習（予備実習含む）	39												39			
合 計		226	2	4	24	24	28	30	34	22	18	40					

(注) ◎は必修科目を示す。

歯学プログラム 卒業要件単位数 264単位以上

教養教育科目	
平和科目	2単位
大学教育基礎科目	4単位
共通科目	
領域科目	8単位
外国語科目	
英語	6単位
初修外国語	4単位
情報科目	2単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	10単位
教養教育科目小計	38単位以上

専門教育科目	
基幹科目	
専門基礎科目	12単位以上
生命科学系科目	53単位以上
医学系科目	12単位以上
総合臨床系科目	74単位以上
社会歯学系科目	4単位以上
歯学研究科目	4単位以上
展開科目	24単位以上
臨床実習科目	
臨床見学演習・実習	4単位以上
臨床実習（予備実習含む）	39単位以上
専門教育科目小計	226単位以上

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考				
				1		2		3		4						
				1	2	3	4	5	6	7	8					
専門基礎科目教育科	専門基礎科目	◎ 系統解剖学	2	2											口腔工学専攻と合同授業	
		◎ 口腔解剖学	2			2									歯学科と合同授業	
		◎ 口腔解剖学実習	1			1									歯学科と合同授業	
		◎ 組織学・口腔組織学	2			2									口腔工学専攻と合同授業	
		◎ 生理学・口腔生理学	2			2									口腔工学専攻と合同授業	
		◎ 病理学・口腔病理学	2			2									口腔工学専攻と合同授業	
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2									口腔工学専攻と合同授業	
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2									口腔工学専攻と合同授業	
		◎ 免疫学	1			1										口腔工学専攻と合同授業
		◎ 基礎オーラルサイエンス実習	1				1									
		◎ 口腔衛生学	2				2									歯学科と合同授業
		◎ 衛生学・口腔衛生学実習	1				1									
		◎ 歯学統計学	1				1									歯学科と合同授業
		◎ 衛生行政	1				1									歯学科と合同授業
		◎ 衛生学・公衆衛生学	1				1									歯学科と合同授業
	◎ 対人コミュニケーション論	1				1									歯学科と合同授業	
	◎ 医療コミュニケーション基礎論	1				1									歯学科と合同授業	
	◎ 臨床心理学	1					1								歯学科と合同授業	
	◎ 社会福祉学	1						1							歯学科と合同授業	
	◎ 医療倫理学	1				1									歯学科と合同授業	
	◎ 総合医科学	2					2								口腔工学専攻と合同授業	
	◎ 基礎栄養生化学	2				2									口腔工学専攻と合同授業	
	◎ 栄養指導学演習(食品学を含む)	1					1									
	専門科目	◎ 口腔保健学概論	1	1												
		◎ 口腔保健学臨床概論	1		1											
		◎ 臨床歯科学概論	1		1											
		◎ 発達期系歯科学(歯科矯正学)	2					2								口腔工学専攻と合同授業
		◎ 発達期系歯科学(小児歯科学)	2					2								
		◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ	1				1									口腔工学専攻と合同授業
		◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ	2					2								口腔工学専攻と合同授業
		◎ 保存系歯科学(歯内療法学)	1				1									口腔工学専攻と合同授業
		◎ 保存系歯科学(歯周病学)	1				1									口腔工学専攻と合同授業
		◎ 外科系歯科学Ⅰ	1					1								口腔工学専攻と合同授業
		◎ 外科系歯科学Ⅱ	1					1								口腔工学専攻と合同授業
		◎ 歯科放射線学	1				1									
		◎ 障害者歯科学	2					2								歯学科と合同授業
		◎ 成人・高齢者歯科学	2					2								歯学科と合同授業
		◎ 歯科材料学	1			1										口腔工学専攻と合同授業
		◎ 歯科麻酔学	1				1									
		◎ 歯科医療管理学示説A	1					1								
		◎ 歯科医療安全学	1					1								歯学科と合同授業
		◎ チーム医療学	1					1								歯学科と合同授業
		◎ チーム歯科医療学実習Ⅰ	1			1										
◎ チーム歯科医療学実習Ⅱ		1				1										
◎ チーム歯科医療学実習Ⅲ		1					1									
◎ チーム歯科医療学実習Ⅳ		1						1								
◎ チーム歯科医療学実習Ⅴ		1							1							
◎ 口腔保健教育学		1				1										
◎ 口腔保健行動学実習Ⅰ		1			1											
◎ 口腔保健行動学実習Ⅱ		1				1										
◎ 口腔保健行動学実習Ⅲ		1				1										
◎ 口腔保健行動学実習Ⅳ	1				1											
◎ 口腔保健行動学実習Ⅴ	1					1										
◎ 口腔保健行動学実習Ⅵ	1					1										
◎ 医療情報処理学	2				2									歯学科と合同授業		
◎ 口腔保健管理学実習Ⅰ	1			1												



<口腔健康科学科 口腔工学プログラム>

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考			
				1		2		3		4					
				1	2	3	4	5	6	7	8				
専門	専門	◎ 系統解剖学	2	2										口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 口腔解剖学	2			2								歯学科と合同授業	
		◎ 組織学・口腔組織学	1			1								口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 口腔解剖学実習Ⅰ	1			1									
		◎ 口腔解剖学実習Ⅱ	1				1								
		◎ 顎口腔機能学	2			2									
		◎ 顎口腔機能学実習	1			1									
		◎ 基礎歯学概論	2	2											
		◎ 生理学・口腔生理学	2			2									口腔保健学専攻と合同授業
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2									口腔保健学専攻と合同授業
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2									口腔保健学専攻と合同授業
		◎ 病理学・口腔病理学	2			2									口腔保健学専攻と合同授業
		◎ 免疫学	1			1									口腔保健学専攻と合同授業
		◎ 口腔衛生学	2			2									歯学科と合同授業
		◎ 社会歯科学	1				1								歯学科と合同授業
		◎ 総合医科学	2					2							口腔保健学専攻と合同授業
		◎ 医療倫理学	1			1									歯学科と合同授業
		◎ 基礎栄養生化学	2			2									口腔保健学専攻と合同授業
	教専	◎ 外科系歯科学Ⅰ	1				1							口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 外科系歯科学Ⅱ	1				1							口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 保存系歯科学(歯内療法学)	1			1								口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 保存系歯科学(歯周病学)	1			1								口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ チーム医療学	1				1							歯学科と合同授業	
		◎ 障害者歯科学	2				2							歯学科と合同授業	
		◎ 成人・高齢者歯科学	2				2							歯学科と合同授業	
		◎ 関係法規(社会保障制度を含む)	1							1					
		◎ 歯科医療安全学	1				1							歯学科と合同授業	
		◎ 医療情報処理学	2			2								歯学科と合同授業	
		◎ 歯科臨床教育学	1					1						口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1				1							口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 歯科材料学	1			1								口腔保健学専攻と合同授業	
		◎ 生体材料学	1			1									
		◎ 生体材料学実習	1			1						1			
		◎ 精密鑄造学	2			2									
		◎ 精密鑄造学実習	1				1								
		◎ CAD/CAMシステム工学	1		1										
		◎ 医療システム工学	1					1							
		◎ 情報システム工学実習	1			1									
科	◎ デジタルデンティストリ実習	1						1							
	◎ 口腔工学概論	2					2								
	◎ ME機器学	1				1									
	◎ 発達系歯科学(小児歯科学)	1					1								
	◎ 発達系歯科学(小児歯科学)基礎実習	1						1							
	◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)	2					2						口腔保健学専攻と合同授業		
	◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)基礎実習Ⅰ	1						1					歯学科と合同授業		
	◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)基礎実習Ⅱ	1							1				歯学科と合同授業		
	◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ	1		1									口腔保健学専攻と合同授業		
	◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ	2			2								口腔保健学専攻と合同授業		
	◎ 歯冠修復保健工学Ⅲ	1				1									
	◎ 歯冠修復保健工学実習(インレー)	1			1										
◎ 歯冠修復保健工学実習(クラウンⅠ)	1				1										
◎ 歯冠修復保健工学実習(クラウンⅡ)	1				1										
◎ 歯冠修復保健工学実習(ブリッジⅠ)	1					1									
◎ 歯冠修復保健工学実習(ブリッジⅡ)	1					1									
◎ 歯冠修復保健工学実習(前装冠・インプラント上部構造Ⅰ)	1					1									

〈口腔健康科学科 口腔工学プログラム〉

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考										
				1		2		3		4												
				1	2	3	4	5	6	7	8											
専門教育科目	専門	◎ 歯冠修復保健工学実習(前装冠・インプラント上部構造Ⅱ)	1					1														
		◎ 歯冠修復保健工学実習	1																		1	
		◎ 有床義歯保健工学(全部床義歯)	2		2																	
		◎ 有床義歯保健工学(部分床義歯)	2			2																
		◎ 有床義歯保健工学実習(全部床義歯)	2				2															
		◎ 有床義歯保健工学実習(部分床義歯)	2					2														
		◎ 有床義歯保健工学実習(アナプラストロジーⅠ)	1						1													
		◎ 有床義歯保健工学実習(アナプラストロジーⅡ)	1							1												
		◎ 有床義歯保健工学実習(インプラント上部構造)	1								1											
		◎ 有床義歯保健工学実習	1																		1	
	科 目	◎ 審美歯科学	1			1																
		◎ メディカルデザイン工学実習	1																		1	
		◎ オーラルプロセス工学実習	1																		1	
		◎ 口腔保健工学臨床的実習	13								1	6	6									
		◎ メディカルデザイン工学Ⅰ	1								1											
		◎ メディカルデザイン工学Ⅱ	1								1											
		◎ 災害医療・歯科法医学	1								1										歯学科と合同授業	
		◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1								1											歯学科と合同授業
		◎ 卒業研究	9									6	2	1								
		◎ 夏季特別実習	1								1											
◎ リサーチスタートアップ	1				1															歯学科と合同授業		
◎ 実践専門英語	2								2											歯学科と合同授業		
合 計			113	4	6	27	17	23	15	9	12	選択科目を除く。										

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔工学プログラム 卒業要件単位数 155単位以上

教養教育科目

平和科目	2単位
大学教育基礎科目	4単位
共通科目	
領域科目	8単位
外国語科目	
英語	6単位
初修外国語	4単位
情報科目	2単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	14単位

教養教育科目小計 42単位以上

専門教育科目

専門基礎科目	24単位以上
専門科目	89単位以上

専門教育科目小計 113単位以上

○広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

(平成 17 年 3 月 20 日学部長決裁)

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第 2 学年第 3 セメスターの授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)に定める卒業要件単位のうち、第 2 セメスターまでに少なくとも次の単位を修得しなければ、第 3 セメスターの専門教育科目の授業科目を履修することができない。

大学教育基礎科目

教養ゼミ

2 単位

共通科目

外国語科目

7 単位(コミュニケーション演習を含まない英語 4 単位及び初修外国語 4 単位の合計 8 単位のうちから)

情報科目

2 単位

領域科目、健康スポーツ科目

4 単位

基盤科目

必修科目

6 単位

選択必修科目

4 単位

専門教育科目

解剖学

2 単位

解剖学実習 I

2 単位

解剖学実習 II

2 単位

また、卒業要件単位のうち、第 1 学年第 1 セメスターで履修できる教養教育の単位数は、最大 27 単位(健康スポーツ科目を含む場合は、29 単位)とする。

追試験については、学生便覧の「教養教育について」の取扱いによる。

3 第 3 学年から第 5 学年の授業科目の履修について

第 2 学年から第 4 学年の学生は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)で定める各学年で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合、次学年の授業科目を履修することができない。

ただし、各学年において試験を受けて単位を修得できなかった科目が 2 科目以内の場合には、次の「4」に掲げる科目を除き、学年末に特別試験を行う。特別試験に合格した場合は次学年の授業科目の履修を認める。

4 特別試験について

特別試験は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)で定める科目のうち、専門基礎科目 I、医学系科目及び特別科目については行わない。なお、特別試験を受けた科目の

成績評価は可又は不可とする。

5 その他

第 5 学年の第 9 セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2))を修得していない場合は、第 10 セメスター以降の臨床実習を履修することができない。

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

○広島大学歯学部口腔健康科学教育課程の履修方法について

(平成 17 年 3 月 20 日 学部長決裁)

1 この扱いは、広島大学歯学部細則の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第 2 学年の授業科目の履修について

(1) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める卒業要件単位数のうち、第 3、第 4 セメスター開講の科目以外で未習得の科目のある者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

ただし、不合格科目が 2 科目以内で、第 2 学年以降に履修の見込みがあると認められた場合は、第 2 学年の授業科目の履修を許可することがある。

(2) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 1 学年末で未修得の者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。

3 第 3 学年の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 2 学年末で未修得の者は、第 3 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。

4 「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」の履修について

第 3 学年の第 5 セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2))を未修得の者は、第 6 セメスターから始まる「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。

5 第 4 学年の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)に定める第 3 学年までに修得すべき授業科目の単位を未習得の者は、第 4 学年の「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」又は「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。

6 口腔保健学専攻における養護教諭一種免許取得に必要な授業科目の履修について

(1) 口腔保健学専攻の学生は、口腔保健学専攻教育課程の必修科目に加えて、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を修了することにより、養護教諭一種免許を取得することができる。

(2) 第 6 セメスター以降の履修について

① 第 5 セメスター終了時点での通算 GPA が、原則 55 以上でなければ、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第 6 セメスター以降の科目を履修することができない。

② 第 5 セメスターまでに所定の単位(歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2))

及び別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を未修得の者は、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第 6 セメスター(※)以降の科目を履修することができない。

③ 第 6 セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第 6 セメスター(※)までの単位)を未修得の者は、「基礎看護学臨床実習(養護)

教諭)」を履修することができない。

④ 第 6 セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第 6 セメスターまでの単位)を未修得の者は、第 7 セメスターの「養護実習」、「養護実習指導論」を履修することができない。

⑤ 第 7 セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第 7 セメスターまでの単位)を未修得の者は、第 8 セメスターの「教職実践演習(養護教諭)」を履修することができない。

(※)第 6 セメスター開講の「教職に関する科目」は除く。

7 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員(兼任教員を含む。)の指導によるものとする。

8 特別試験について

この取扱い 2 及び 3 により次学年の授業科目の履修を許可した場合、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)の授業科目のうち当該不合格科目について、学期末に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。なお、第 5 セメスターの科目については、特別試験を行わない。

なお、各科目の特別試験は原則として年 1 回のみ実施する。

9 その他

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目  
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必要単位数	履修セメスター	開講キャンパス
教養教育科目	情報活用基礎 又は	2	2	1セメ	東広島又は東千田
	情報活用演習	2			
	日本国憲法	2	2		東広島又は東千田
	健康スポーツ科学 又は	2		1又は2セメ	東広島又は東千田
	スポーツ実習A	1	2		
	スポーツ実習B	1			
健康スポーツ科目	スポーツ演習	1			
	教職入門	2	2	1・2セメ又は3・4セメ	奇数年は震、偶数年は東千田
	教育の思想と原理	2	2		奇数年は震、偶数年は東千田
	児童・生徒の発達と学習	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	教育と社会・制度	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	教育課程論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	教育方法・技術論	2	2	3・4セメ又は5・6セメ	奇数年は震、偶数年は東千田
	道徳教育指導法	2	2		奇数年に震で開講
	特別活動指導法	2	2		偶数年に東千田で開講
	生徒・進路指導論	2	2		奇数年に震、偶数年は東千田
	教育相談	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	専門教育科目	特別支援教育	1	1	
総合的な学習の時間の指導法		1	1		
養護実習指導論		1	5	7セメ	震(歯学部)で開講
養護実習		4		7, 8セメ	広島大学の附属学校で実習
教職実践演習(養護教諭)		2	2	8セメ	震(歯学部)で開講
看護学演習		1	1	4セメ	
養護概説		2	2	5セメ	
精神科学		1	1	5セメ	
精神保健学		1	1	5セメ	
小児科学		1	1	5セメ	震(歯学部)で開講
基礎看護学臨床実習(養護教諭)		1	1	6セメ	
学校保健演習		2	2	6セメ	
健康相談	1	1	6セメ		
看護学Ⅲ	2	2	5セメ		

1 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生で、養護教諭免許の単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準(教養教育科目、専門教育科目)の必修科目に加えて、上記科目を履修しなければならない。

2 「教職に関する科目」については、震キャンパスでは口腔健康科学科生用の集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の集中講義で開講する。

○広島大学歯学部細則に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い  
(平成19年1月11日学部長決裁)

- この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。
- 追試験について  
追試験の受験回数は1回とし、当該学生が受けることができなかつた事由が消滅した後、すみやかに当該授業主(又は責任)担当教員に届け出ること。届出があつたものに対しては、追試験を行うことがある。追試験が認められた場合、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日(ただし、次のセメスター開始まで)について定め、実施するものとする。  
なお、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とする。
- 再試験について  
再試験の受験回数は原則として1回とし、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日について定め、あらかじめ歯学部長室会議で定めた期日までに行うものとする。  
なお、再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、可及び不可の2段階とする。
- 再試験及び追試験に対する追試験について  
再試験及び追試験に対する追試験は行わない。  
ただし、再試験及び追試験実施日に、広島大学歯学部細則に記載する事項が成立する場合は認めることがある(実施手続きは上記2項に準ずる。)
- 試験期間について  
科目試験(定期試験)は、次の期間に行う。  
原則、講義最終日の翌週まで  
追試験・再試験は、次の期間に行う。  
前期：原則8月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで  
後期：原則2月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで  
特別試験について  
広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合は、特別試験を行う。  
歯学部においては、学年末(原則3月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで)に行う。  
口腔健康科学科においては、第2学年、第3学年の前期末(原則9月上旬のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで)に行う。  
特別試験の実施については、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

○広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

(平成 17 年 3 月 20 日学部長決裁)

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に關し必要な事項を定めるものとする。

2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。

(1) 大学教育基礎科目 0 単位

(2) 共通科目

領域科目 8 単位以内

外国語科目 10 単位以内

英語 6 単位以内

初修外国語 4 単位以内

情報科目 2 単位以内

健康スポーツ科目 2 単位以内

(3) 基礎科目 10 単位以内

(4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

○広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

(平成 17 年 3 月 20 日学部長決裁)

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に關し必要な事項を定めるものとする。

2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。

(1) 大学教育基礎科目 0 単位

(2) 共通科目

領域科目

口腔保健学プログラム 8 単位以内

口腔工学プログラム 2 単位以内

外国語科目 10 単位以内

英語 6 単位以内

初修外国語 4 単位以内

情報科目 2 単位以内

健康スポーツ科目 2 単位以内

(3) 基礎科目

口腔保健学プログラム 8 単位以内

口腔工学プログラム 14 単位以内

(4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

○外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

(平成 12 年 9 月 14 日広島大学歯学部制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学(私費の場合も含む。)した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第 2 条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手続)

第 3 条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

第 4 条 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

第 5 条 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後 1 か月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願ひ出るものとする。

(単位の認定)

第 6 条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えうるものとすることができる。

第 7 条 認定できる単位数は、4 単位までとする。

(研修の総時間数)

第 8 条 研修の総時間数は、最低 30 時間を満たさなくてはならない。

## 歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

平成23年4月1日

副学長（教育・研究担当） 決裁

対象学部・学科	夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯に開設する授業科目	備考
	外国語科目	外国語科目以外の 教養教育科目		
歯学部 全学科 1年次生	不可	不可	可	
全学科 2年次生以上	可	可	可	

(注 1) 可は、当該科目を受講できることを示す。

(注 2) 転学部生については、2年次生と同じ扱いとする。

(注 3) 学生への指示（ガイダンス）は当該学部で行う。

(注 4) 平成28年度から適用する。

○学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて

(平成 19 年 6 月 14 日 学部長決裁)

- 第 1 課外活動のため、専門教育科目の授業又は試験の欠席を許可することがある。
- 第 2 授業又は試験を欠席しようとする学生は、当該課外活動の顧問教員又はチューター  
の許可を得た上で、当該授業科目の担当教員(以下「担当教員」という。)に事前にその  
旨を申し出る。
- 第 3 担当教員は、申し出に基づき当該学生の欠席の可否について判断する。ただし、実  
習科目については、原則として欠席を認めない。
- 第 4 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により出席扱いとすることができ  
る。
- 第 5 試験の欠席を認めた場合は、追試験により対処する。
- 第 6 当該学生は、欠席の理由となった課外活動の終了後、速やかにその活動概要につい  
て担当教員へ報告する。
- 第 7 課外活動のための授業及び試験の日時変更は、原則として行わない。

○学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

(平成 19 年 7 月 12 日 学部長決裁)

- 第 1 学部学生が、教育活動の一環として学会等に出席する場合は、この取扱いによるも  
のとす。
- 第 2 指導教員は当該学生を引率し、裁量権をもつ公的資金で当該学生の交通費及び宿泊  
費を負担するものとする。
- 第 3 原則として当該学生本人が筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限り、  
授業の欠席を許可することがある。
- 第 4 第 3 において授業を欠席させる場合は、指導教員が欠席する授業の担当教員に事前  
にその旨を説明し、内諾を得るものとする。
- 第 5 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により、授業の担当教員の判断で  
出席扱いとすることができる。
- 第 6 授業を欠席した場合は、学会等終了後速やかにその活動概要について担当教員へ報  
告する。

○歯学部期末試験実施要項

(平成20年9月11日学部長室会議)

1 試験期日について

試験は、原則として学期末に行うものとする。ただし、必要がある場合には臨時にこれをを行うことができるものとする。

2 試験実施について

- (1) 学生証を机上に置いて受験すること。  
学生証を持参していない場合は受験できないので、学生支援室で受験証明書を発行してもらうこと。
- (2) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行うものとする。
- (3) 試験時間の3分の1以上遅刻した場合は、受験を認めない。
- (4) 試験開始後30分経過するまでは、退室できない。
- (5) 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできない。
- (6) 試験時間中は、他の受験者に迷惑のかからないようにすること。

3 試験監督者について

- (1) 原則として当該授業担当教員が監督を行うものとする。
- (2) 受験者の教に応じ、適宜試験監督者を定めて監督を行うものとする。

4 不正行為について

- (1) 期末試験において不正行為を行った場合は、今期履修している全ての専門的教育科目の評価を「不可」とするとともに、広島大学学生懲戒指針(平成11年5月11日制定)に基づき懲戒処分を行う。
- (2) 不正行為の疑義がある場合は、複数の監督者で確認する。確認の結果、不正行為と判断される場合は、その受験者の受験を直ちに中止させ、退出させるものとする。
- (3) 監督者は、試験終了後、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認するものとする。その際、当該授業科目の担当教員は必ずこの作業に加わるものとする。
- (4) 監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の態様・時間及び監督者の取った措置等を作成(以下「確認書」という。)し、当該受験者に確認させた上で署名させるものとする。
- (5) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部長へ報告するものとする。
- (6) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、当該学生の当該期に受講している全ての専門的授業科目の評価を不可とする。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

改正 平成18年3月14日 一部改正 平成28年3月10日 一部改正

1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
- (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成28年3月7日規則第20号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

○広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ

(平成 29 年 9 月 14 日 学部長決裁)

第 1 条 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 CBT(以下「CBT」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 CBT 本試験の正答率が 70%未満の学生は、CBT 再試験を受験するものとする。

第 3 条 CBT 再試験の正答率が 70%未満の学生は、総合歯科医療学の単位を与えない。

○広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ

(平成 29 年 9 月 14 日 学部長決裁)

1 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 OSCE(以下「OSCE」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 OSCE の得点率が 60%未満の者に対し、再教育を行う。

3 再教育の結果が不可の者は、総合歯科医療学の単位を与えない。

○広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

(平成 29 年 1 月 12 日 学部長決裁)

1 広島大学歯学部では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士(歯学)又は学士(口腔健康科学)の学位を授与する。

2 口腔健康科学科における卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。

(卒業論文の評価基準)

3 論文の審査項目

(1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。

(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述(本文、図、表、引用など)が適切であり、結論に至るまで論理構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。

(4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. **申立手続**  
別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。
2. **申立期間**  
各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のチームの履修登録期間終了日までを原則とします。
3. **申立への回答**  
原則的「もみじ」の掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。
4. **担当事務窓口一覧**  
  - (1) **教養教育科目**  
    - ・教育推進グループ 教養教育担当 【総合科学部事務棟 1F】
    - ・東千田地区支援室（学生支援担当）

※ 法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2) **専門教育科目**

該当科目の開講学部／研究科等	担当事務窓口
総合科学部／総合科学研究科	総合科学研究科支援室（学生支援担当）
文学部／文学研究科	文学研究科支援室（学生支援担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科	教育学研究科支援室（学生支援担当）
法学部・経済学部 星間コース	社会学研究科支援室（学生支援担当）
社会学研究科	社会学研究科支援室（学生支援担当）
社会学研究科（マネジメント専攻を除く）	社会学研究科支援室（学生支援担当）
法学部・経済学部 夜間主コース	社会学研究科支援室（学生支援担当）
社会学研究科 マネジメント専攻	社会学研究科支援室（学生支援担当）
理学部／理学研究科	理学研究科支援室（学生支援担当）
先端物質科学研究科	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部	霞地区学生支援グループ 医学部担当
歯学部	霞地区学生支援グループ 歯学部担当
薬学部	霞地区学生支援グループ 薬学部担当
医歯薬保健学研究科	霞地区学生支援グループ 大学院担当
工学部／工学研究科	工学研究科支援室（学生支援担当）
生物生産学部／生物園科学研究科	生物園科学研究科支援室（学生支援担当）
国際協力研究科	国際協力研究科支援室（学生支援担当）
法務研究科	東千田地区支援室（学生支援担当）
国際センター	国際交流グループ 【学生プラザ 3F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ 学士課程・大学院課程担当 【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムや大学院共通授業科目など、国際センター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

成績評価に対する異議申立書

申立日：平成 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度	講義コード
開講学部・研究科等	
授業科目名	
授業担当教員名	
現在の成績評価	
申立内容・理由	

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書提出すること。
- ※ 回答は、原則Myもみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内回答がない場合は、該当の担当事務窓口へ連絡すること。

## II 教務・学生生活関係



## 1 諸手続等について

### (1) 諸願・届の手続きについて

#### ① 休学願

病気その他の理由により3か月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付をさかのぼり処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し、早めに願い出てください。1か月前には休学願を提出してください。

なお、病気等の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

#### ② 欠席届

病気その他のやむを得ない事由により、教養教育の授業を2週間以上(※)欠席する(した)場合は、「欠席届」に欠席理由を客観的に証明する書類(診断書等)を添えて、所属学部の学生支援担当に提出してください。提出された欠席届の内容に基づき、授業担当教員あて、欠席する(した)旨の通知が行われます。(必ずしも欠席に対する配慮が行われるものではありませんので注意してください。)

※「欠席届」は、もみじ 広島大学 学生情報の森 MOMIJI からダウンロードしてください。

※欠席期間が2週間未満の場合は、欠席届の提出は必要ありません。各自で授業担当教員に欠席する(した)旨を直接申し出てください。

#### ③ 復学願

休学期間に休学の必要がなくなつて出席する場合は、復学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。休学理由が解消されたことを示す証明書(病院の場合は医師の診断書)を添付してください。

#### ④ 退学願

退学する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。

#### ⑤ その他

改姓等が生じた場合は、届け出を提出してください。詳しくは、学生支援室に問合せてください。

### (2) 各種証明書の交付について

卒業証明書、単位取得見込証明書、単位取得証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援室に請求してください。

在学証明書、卒業見込証明書、学業成績証明書、学割証及び健康診断書(定期健康診断受診者のみ)については、証明書自動発行機(各学部を設置)により取得してください。

### (3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、学生支援室で履修の仕方について相談してください。

### (4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

規則集を参照の上、学生支援室に相談してください。

## 2 学業成績の送付について

本学では学部学生の父母等(特に送付を要しない旨の申し出があった場合を除く。)に対して、毎学年度終了後の5月末を目途に単位修得状況等をお知らせすることとしています。送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっておりますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

## 3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、チューター(指導教員)へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察(110番)や救急車(119番)へ通報するとともに、必ず、チューター(指導教員)へ届け出てください。

以下に、自分のチューターの氏名と連絡先を記入して、活用してください。

チューター(指導教員)氏名	連絡先
	電話
	※夜間、休日等の緊急時
	E-mail

## 4 学生生活注意事項

### (1) 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールーム使用の際には、次の各項を守ってください。

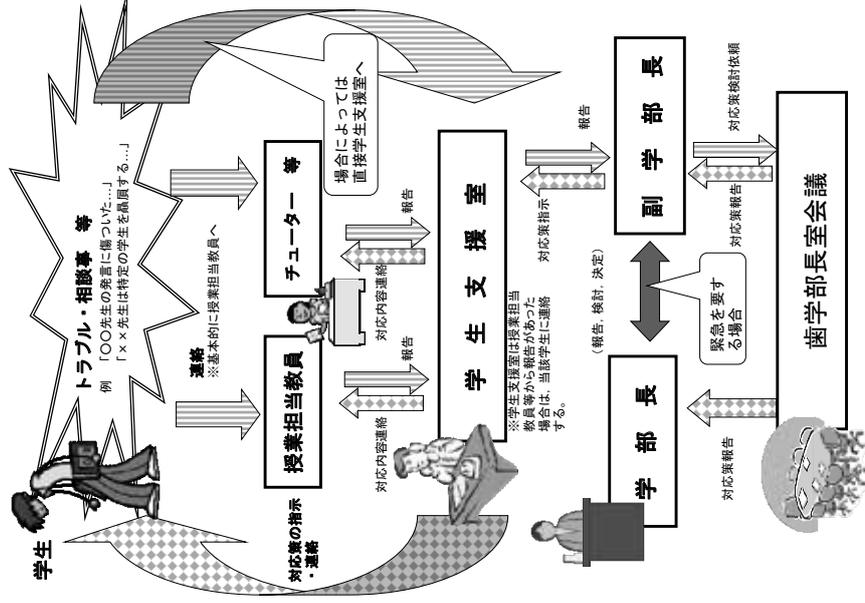
学生番号	平成 年 月 日				
ふりがな 学生氏名					
ふりがな 死亡者氏名	(続柄)		(年齢 歳)		
死亡	日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
	原因				
葬 儀	日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
	場 所	Ⅲ ー ー			
	ふりがな 喪主(続柄)	( )			
備 考	通夜等の日時				

- ① ロッカー及び周辺について、常に清潔整頓に心がけてください。
- ② 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- ③ 貴重品の管理は、十分に留意してください。
- (2) アルバイトについて  
アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。  
① 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。  
② 深夜作業並びに危険をともなうアルバイトは避けてください。  
③ アルバイトの時間の時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をつくるようにしてください。
- (3) 諸手続について  
① 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援室にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付は有料となります。  
② 学生情報登録シートは、第1、2学年始めに学生支援室に提出し、連絡先等変更があった場合は、その都度提出してください。  
③ 毎年4～5月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援室に届けてその指示を受けてください。  
④ 震キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められません。
- (4) 教材費について  
授業に必要なテキストや実習で使用する物品等の費用が別途必要になります。
- (5) 各クラス役員  
自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならない役員は次のとおりです。  
学生代表、副代表、試験委員、アルバム委員等
- (6) オフィスアワーについて  
講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しており、基本的に在室しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用してください。
- (7) 父母等が死亡した場合の連絡について  
大学在籍中に、父母、配偶者又は子が死亡した場合は、学部長名の再電を発信するた  
め次に掲げる場所に連絡してください。また、次ページ別表の届出を学生支援室へ提出  
してください。  
① 月曜日～金曜日 (17:15～8:30)、土曜日、日曜日及び祝日  
広島大学医学部管理室 電話 (082) 257-5091  
② 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)  
学生支援室 電話 (082) 257-5614

(8) 授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について  
 本学部の授業（講義・実習）において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等（以下トラブル等といいます）があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接、学生支援室へ相談することもできます。

学生支援室は、副学部長や歯学部長室会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

### 授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について



## 5 国家試験について

### (1) 歯科医師法（抄）

歯科医師法  
 第一章 総則

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

第九条 歯科医師国家試験は、臨床に必要なる歯科医学及び口く衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

2 厚生労働大臣は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(第十六条の二第一項において単に「大学」という。)において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

二 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口く衛生に関する実地修練を経たもの

三 外国の歯科医学を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

### (2) 歯科医師法施行規則（抄）

歯科医師法施行規則

第一章 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができず、又は（障害を補う手段等の考慮）

第一条の二 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第十二条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験（以下予備試験という。）を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第十三条 国家試験を受けようとする者は、受験願書（第三号書式）に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 法第十一条第一号に該当する者であるときは、卒業証明書

二 法第十一条第二号に該当する者であるときは、予備試験の合格証書の写又は合格証明書及び修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面

三 法第十一条第三条に該当する者であるときは、外国の歯科医学校を卒業し又は外国の歯科医師免許を受けたことを証する書面  
四 写真（手形形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽正面で撮影したもので、その裏面にの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）  
第十六条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として一万八千九百円を納めなければならない。  
2 予備試験の受験を出願する者は、手数料として七万円（学説試験又は実地試験のみを出願する者は三万五千円）を納めなければならない。  
第十七条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。  
第十八条 合格証書を破り、よこし又は失つた者は、合格証明書の交付を出願することができない。  
2 前項の規定によつて合格証明書の交付を出願する者は、手数料として二千九百五十円を納めなければならない。

### (3) 歯科衛生士法（抄）

歯科衛生士法  
第一条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。  
第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。  
一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離線下の付着物及び沈着物機械的操作によつて除去すること。  
二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。  
三 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。  
四 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。  
第三条 歯科衛生士にならうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。  
第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。  
一 罰金以上の刑に処せられた者  
二 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務（歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第六条第三項及び第八条第一項において「業務」という。）に関し犯罪又は不正の行為があつた者  
三 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの  
四 麻薬、あへん又は大麻の中毒者  
第十条 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。  
第十一条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

### (4) 歯科技工士法（抄）

歯科技工士法  
第一章 総則  
(この法律の目的)  
第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。  
(用語の定義)  
第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補つ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことのできる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。  
2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。  
3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われぬものを除く。  
第二章 免許  
(免許)

第三条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

(次格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者
  - 二 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 三 麻薬、あへん又は大麻の中毒者
- 第三章 試験  
(試験の目的)  
第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

## III 諸 規 則



## 広島大学規則集

平成29年1月1日内容現在

▶ [What's New \(最近公表された規則\)](#)

- [規則一覧](#)
- [五十音検索](#)
- [分野別検索](#)

このページは、Internet Explorer 6.0以降のブラウザでご覧ください。



### 広島大学規則集(英語版)

広島大学規則集(英語版)は、本学の留学生向けに、外国入国留学生に提供するため、学生生活に密着している諸規則について英語訳し掲載したものです。

各規則等の本文は日本語であり、英語訳は参考として提供するものです。日本語と英語訳の内容に齟齬がある場合は、日本語の規則等が優先します。

規則等の改正等があった場合は、半年に一回程度のサイクルで更新する予定です。

Hiroshima University Regulations (English Version) consists of translations of various HU regulations published in the HU Student Handbook that are related to our international students.

The official text of each regulation is the Japanese version. As the English translation is provided only for reference, if there are any discrepancies between Japanese and English versions, the Japanese takes precedence.

In the event of any change in the regulations, the documents will be updated on a semi-annual basis.

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/engulbks/kuikyaku/>

相談
生活情報
保険
入国・在留関係
私費外国人留學生のための奨学金
修了修業するにあたって
留學生組織
新入留學生オリエンテーション
広島大学規則集(英語版)
日本語を学ぶには
サポーター制度



## 広島大学

もみじ(もも)と、身近な、情報システムに編集・広島大学教養室  
 このサイトに掲載されている内容・写真・著作権等の無断転載を禁じます。

平成31年度学生便覧掲載規則等一覧

番号	規則等名称【「教育室関係の各種取扱い事項」掲載分1】	掲載区分
1	教育室に設置する表裏簿に関する取扱い	
2	教養課程標準科目認定不届	
3	広島大学学生クラブ共済施設取扱い規則	
4	学生サービスの取扱い	
5	広島大学スポーツ・フェスティバル制取扱い規則	
6	教養課程の取扱い	
7	広島大学短期大学部との取扱い	
8	教養課程の取扱い	
9	教養課程の取扱い	
10	教養課程の取扱い	
11	学生生活・理容の取扱い	
12	卒業試験等の取扱い	
13	就職活動の取扱い	
14	広島大学学生・職員等に対する取扱い	
15	広島大学学生（取扱い）の取扱い	
16	学生生活の取扱い	
17	学生生活の取扱い	
18	学生生活の取扱い	
19	学生生活の取扱い	
20	広島大学短期大学の取扱い	
21	教養課程の取扱い	
22	教養課程の取扱い	
23	教養課程の取扱い	
24	教養課程の取扱い	
25	教養課程の取扱い	
26	教養課程の取扱い	
27	教養課程の取扱い	
28	教養課程の取扱い	
29	教養課程の取扱い	
30	教養課程の取扱い	
31	教養課程の取扱い	
32	教養課程の取扱い	
33	教養課程の取扱い	
34	教養課程の取扱い	
35	教養課程の取扱い	
36	教養課程の取扱い	
37	教養課程の取扱い	
38	教養課程の取扱い	
39	教養課程の取扱い	
40	教養課程の取扱い	

番号	規則等名称【「教育室関係の各種取扱い事項」掲載分2】	掲載区分
1	教育室に設置する表裏簿に関する取扱い	
2	教養課程標準科目認定不届	
3	広島大学学生クラブ共済施設取扱い規則	
4	学生サービスの取扱い	
5	広島大学スポーツ・フェスティバル制取扱い規則	
6	教養課程の取扱い	
7	広島大学短期大学部との取扱い	
8	教養課程の取扱い	
9	教養課程の取扱い	
10	教養課程の取扱い	
11	学生生活・理容の取扱い	
12	卒業試験等の取扱い	
13	就職活動の取扱い	
14	広島大学学生・職員等に対する取扱い	
15	広島大学学生（取扱い）の取扱い	
16	学生生活の取扱い	
17	学生生活の取扱い	
18	学生生活の取扱い	
19	学生生活の取扱い	
20	広島大学短期大学の取扱い	
21	教養課程の取扱い	
22	教養課程の取扱い	
23	教養課程の取扱い	
24	教養課程の取扱い	
25	教養課程の取扱い	
26	教養課程の取扱い	
27	教養課程の取扱い	
28	教養課程の取扱い	
29	教養課程の取扱い	
30	教養課程の取扱い	
31	教養課程の取扱い	
32	教養課程の取扱い	
33	教養課程の取扱い	
34	教養課程の取扱い	
35	教養課程の取扱い	
36	教養課程の取扱い	
37	教養課程の取扱い	
38	教養課程の取扱い	
39	教養課程の取扱い	
40	教養課程の取扱い	

平成31年度学生便覧掲載規則等一覧

番号	規則等名称【「広島大学規則集」掲載分1】	掲載区分
1	教育室に設置する表裏簿に関する取扱い	
2	教養課程標準科目認定不届	
3	広島大学学生クラブ共済施設取扱い規則	
4	学生サービスの取扱い	
5	広島大学スポーツ・フェスティバル制取扱い規則	
6	教養課程の取扱い	
7	広島大学短期大学部との取扱い	
8	教養課程の取扱い	
9	教養課程の取扱い	
10	教養課程の取扱い	
11	学生生活・理容の取扱い	
12	卒業試験等の取扱い	
13	就職活動の取扱い	
14	広島大学学生・職員等に対する取扱い	
15	広島大学学生（取扱い）の取扱い	
16	学生生活の取扱い	
17	学生生活の取扱い	
18	学生生活の取扱い	
19	学生生活の取扱い	
20	広島大学短期大学の取扱い	
21	教養課程の取扱い	
22	教養課程の取扱い	
23	教養課程の取扱い	
24	教養課程の取扱い	
25	教養課程の取扱い	
26	教養課程の取扱い	
27	教養課程の取扱い	
28	教養課程の取扱い	
29	教養課程の取扱い	
30	教養課程の取扱い	
31	教養課程の取扱い	
32	教養課程の取扱い	
33	教養課程の取扱い	
34	教養課程の取扱い	
35	教養課程の取扱い	
36	教養課程の取扱い	
37	教養課程の取扱い	
38	教養課程の取扱い	
39	教養課程の取扱い	
40	教養課程の取扱い	

番号	規則等名称【「広島大学規則集」掲載分2】	掲載区分
1	教育室に設置する表裏簿に関する取扱い	
2	教養課程標準科目認定不届	
3	広島大学学生クラブ共済施設取扱い規則	
4	学生サービスの取扱い	
5	広島大学スポーツ・フェスティバル制取扱い規則	
6	教養課程の取扱い	
7	広島大学短期大学部との取扱い	
8	教養課程の取扱い	
9	教養課程の取扱い	
10	教養課程の取扱い	
11	学生生活・理容の取扱い	
12	卒業試験等の取扱い	
13	就職活動の取扱い	
14	広島大学学生・職員等に対する取扱い	
15	広島大学学生（取扱い）の取扱い	
16	学生生活の取扱い	
17	学生生活の取扱い	
18	学生生活の取扱い	
19	学生生活の取扱い	
20	広島大学短期大学の取扱い	
21	教養課程の取扱い	
22	教養課程の取扱い	
23	教養課程の取扱い	
24	教養課程の取扱い	
25	教養課程の取扱い	
26	教養課程の取扱い	
27	教養課程の取扱い	
28	教養課程の取扱い	
29	教養課程の取扱い	
30	教養課程の取扱い	
31	教養課程の取扱い	
32	教養課程の取扱い	
33	教養課程の取扱い	
34	教養課程の取扱い	
35	教養課程の取扱い	
36	教養課程の取扱い	
37	教養課程の取扱い	
38	教養課程の取扱い	
39	教養課程の取扱い	
40	教養課程の取扱い	

## IV 教員・配置図



教職員名簿

大学院医歯薬保健学研究科・歯学分野

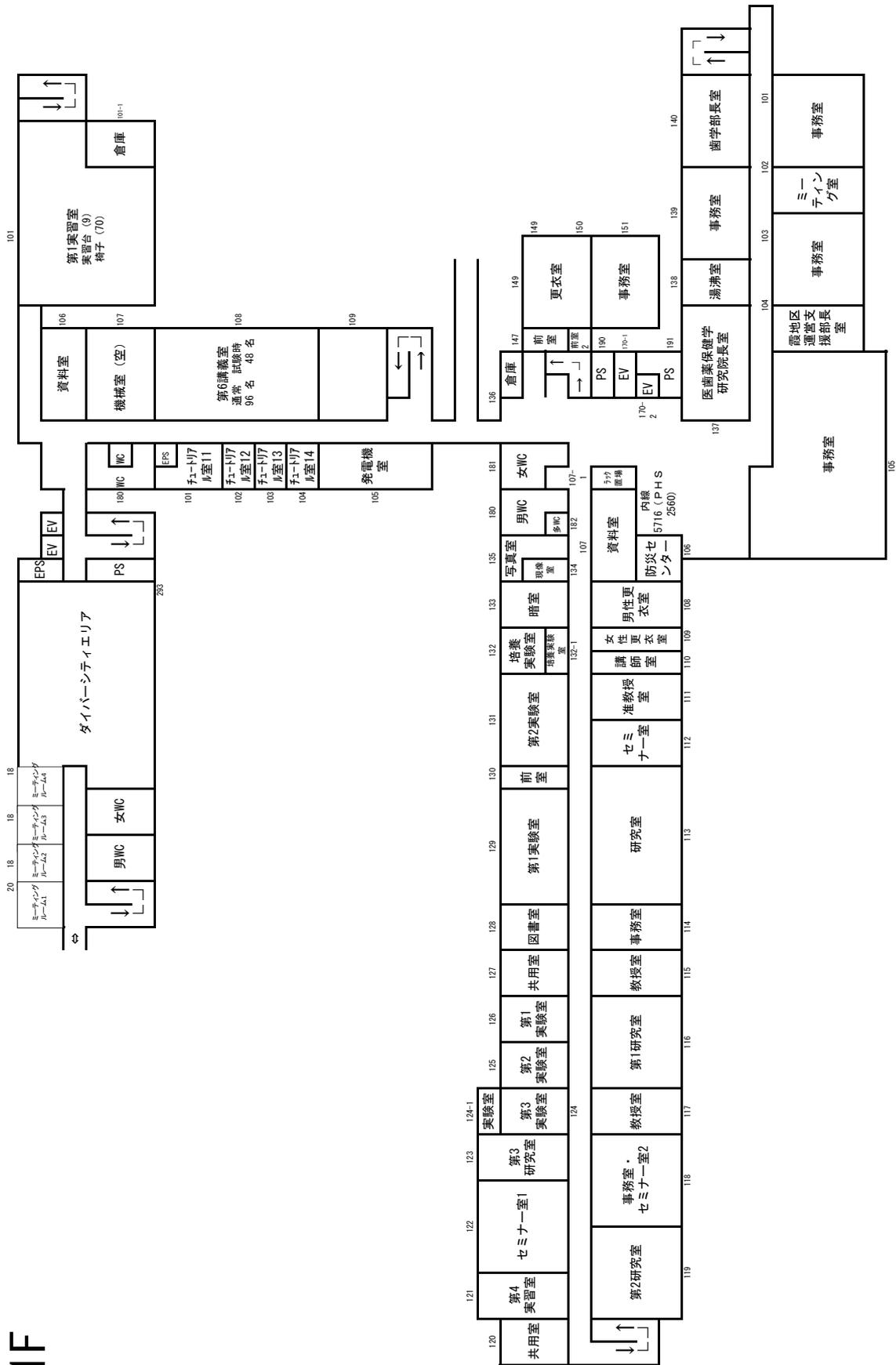
大学院医歯薬保健学研究科

平成31年3月1日現在

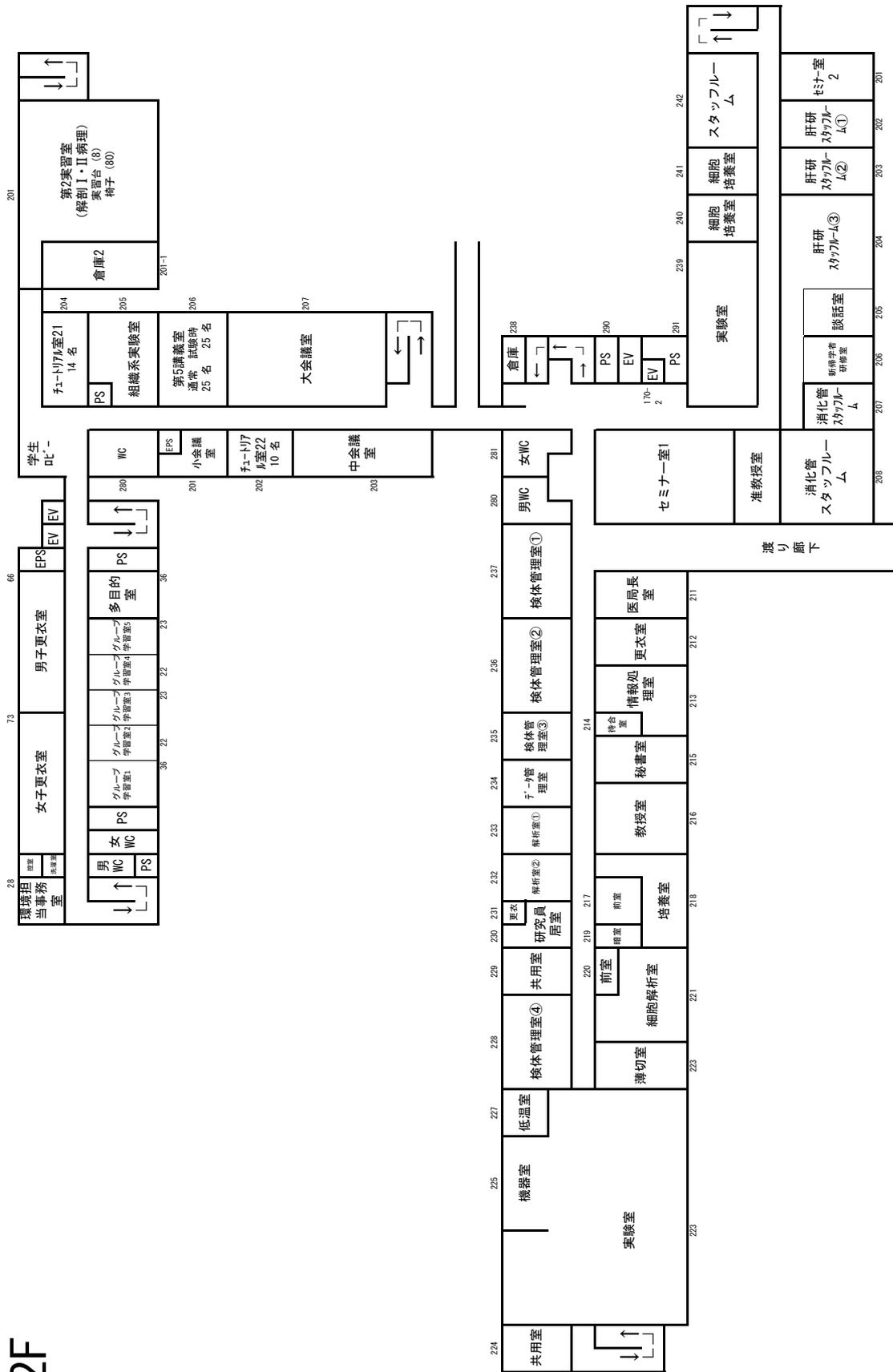
Table with columns: 氏名 (Name), 職名 (Position), 所属・配属 (Affiliation), 講座等 (Lectures), 氏名 (Name), 職名 (Position), 所属・配属 (Affiliation), 講座等 (Lectures). Lists faculty members across various departments like 歯学 (Dentistry), 歯学保存学 (Dental Preservation), etc.



# 1F

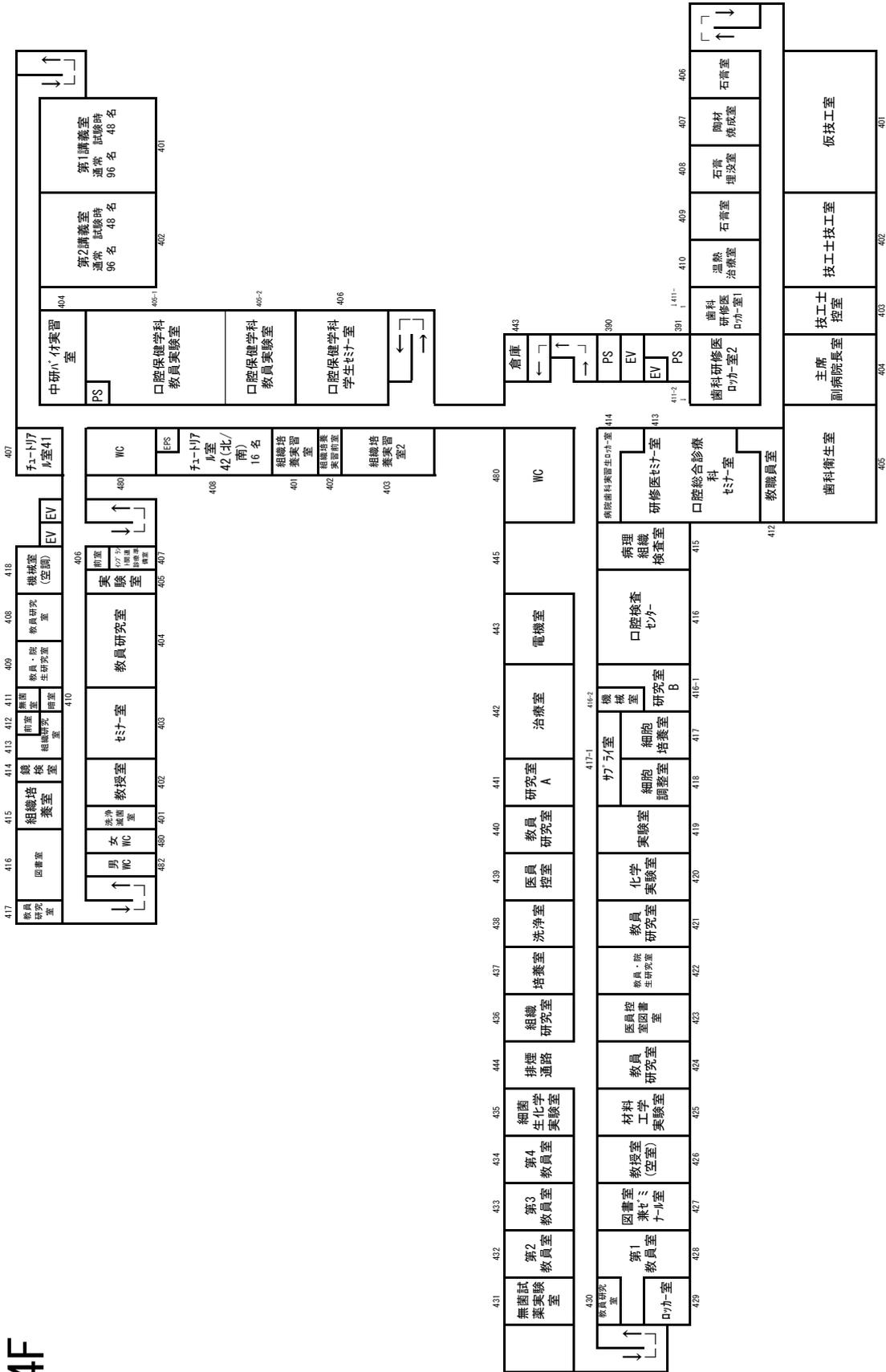


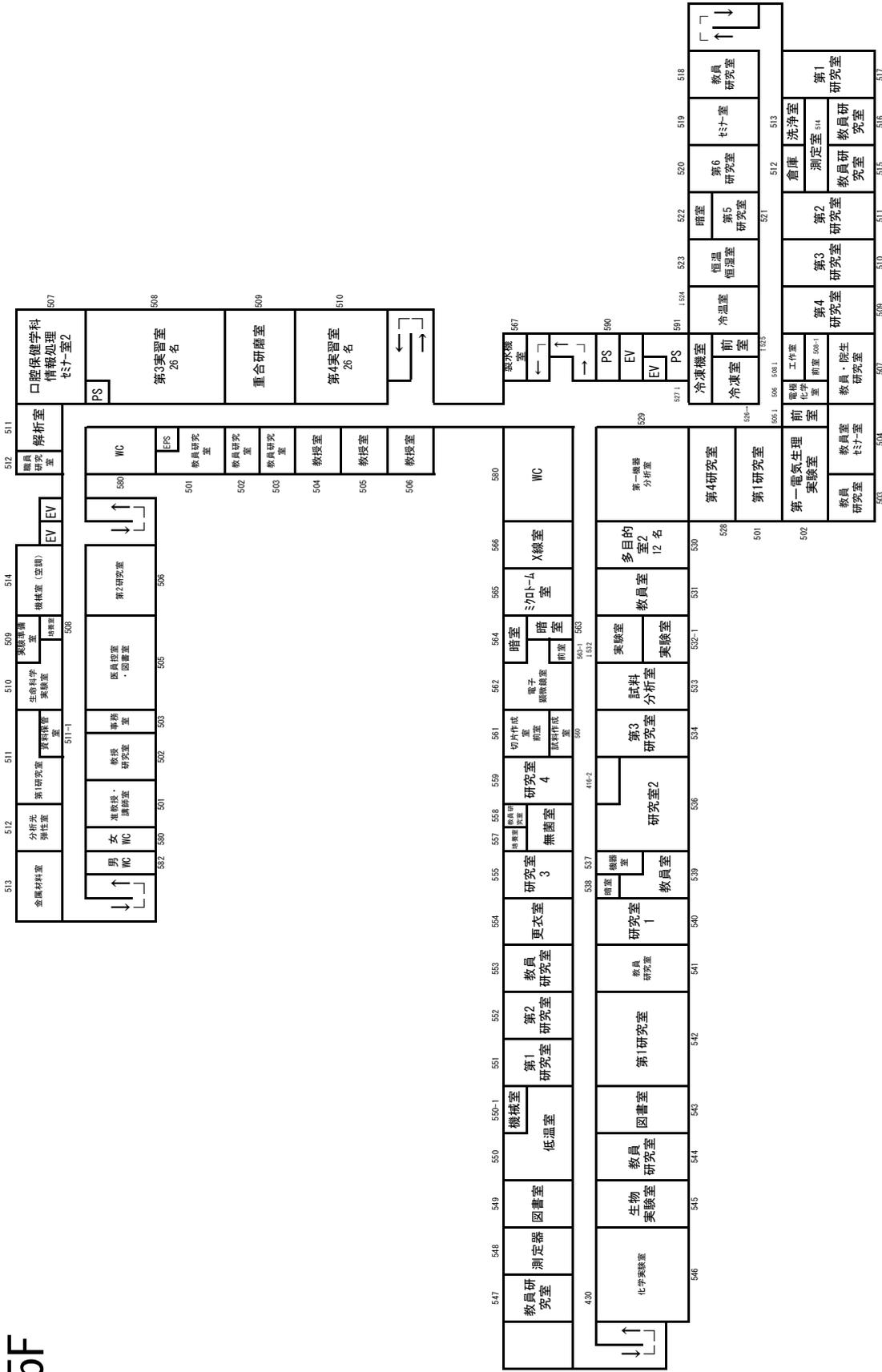
# 2F





# 4F







# 教養教育について

## 注 意

1. 教養教育科目は東広島，霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配付する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上，履修手続等を行ってください。
2. 授業に関する連絡事項，時間割変更，休講・補講・教室変更，期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森 もみじ」で通知します。「学生情報の森 もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじ Top」と，IDとパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために，思いもよらない不利益を被る場合がありますので，**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3. 記載事項等に不明な点や疑問な点があれば，この学生便覧を持参の上，直接関係窓口で確認してください。

TOEFL 及び TOEIC はエデュケーション・テスト・サービス (ETS) の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を得たものではありません。

I. 教養教育の理念と目的……………教養 2

II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項……………教養 4

III. 授業科目の履修……………教養 6

1. 平和科目……………教養 6

2. 大学教育入門……………教養 6

3. 教養ゼミ……………教養 7

4. 領域科目……………教養 7

5. 外国語科目……………教養 8

    (1) 英語……………教養 8

    (2) 初修外国語……………教養10

6. 情報科目……………教養11

7. 健康スポーツ科目……………教養12

8. 社会連携科目……………教養13

9. 基盤科目……………教養13

IV. 履修に関する手続・相談等……………教養15

V. 試験及び成績……………教養18

VI. 平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧……………教養20

1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目……………教養20

2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目……………教養27

VII. 教養教育関係規則等……………教養29

1. 広島大学教養教育科目履修規則……………教養29

2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて……………教養32

VIII. 配置図等……………教養34

1. 東広島キャンパス配置図……………教養34

2. 総合科学部付近配置図……………教養35

3. 総合科学部講義室配置図……………教養36

4. 教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）……………教養40

5. 東千田キャンパス配置図……………教養41

6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先……………教養44

# I. 教養教育の理念と目的

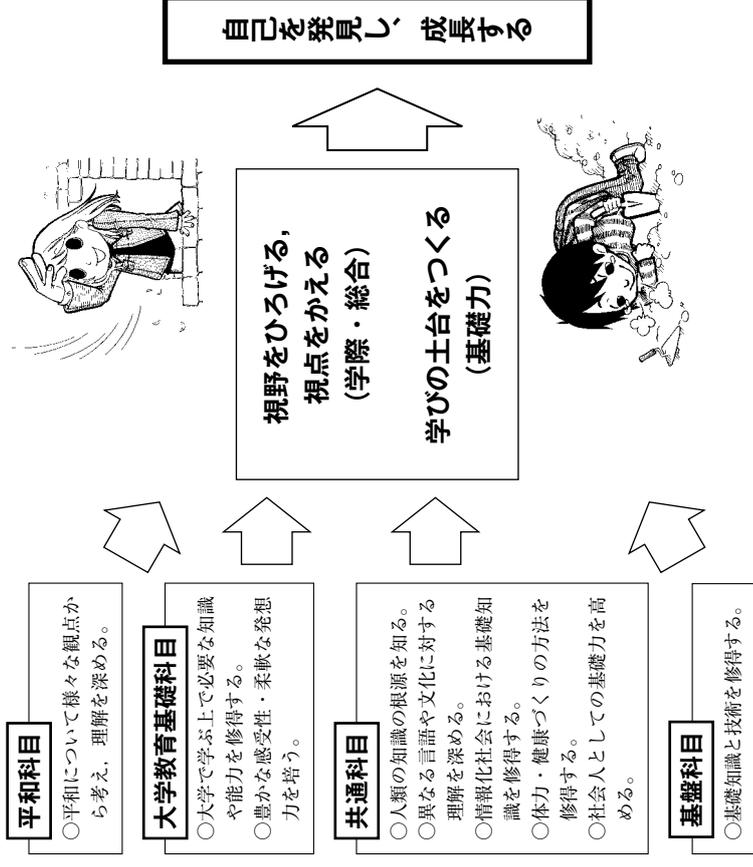
## 教養教育の理念

広島大学は、国際平和と文化都市広島の高域性と国際性を重んじる建学の精神に則り、また我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを旨とする。国際理解を行い、専門的知識・技術の修得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを旨とする。

## 教養教育の目的

教養教育の目的は、幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには、いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく、その枠を超えて広く学問への関心を高め、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ、教養教育で得たものを、みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

## 【教養教育の学習イメージ】



## 教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため、「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基礎科目」の4つの大科目区分から学びます。さらに、大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

### 【科目区分構成】

#### 平和科目 大学教育基礎科目 共通科目 基礎科目

(大学教育入門)  
 (教養ゼミ)

領域科目  
 外国語科目(英語・初修外国語)  
 情報科目  
 健康スポーツ科目  
 社会連携科目

### 【各科目区分の教育目標】

科目区分	教育目標
平和科目	戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢饉、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について自ら考え、理解を深めることを目標にしています。
大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し、大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
外国語科目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
情報科目	高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけることを目標にしています。
健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
社会連携科目	社会における多様性を理解し、実践することを通じて、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
基礎科目	専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

## II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項

### 1. 学期、ターム及びセメスターについて

広島大学では、1年間を前期(4月1日から9月30日まで)と後期(10月1日から3月31日まで)の2学期に分け、原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに、各学期の授業期間がそれぞれ2つの期間に分けた「第1タームから第4ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて、原則ターム内で週2回の授業を行う「ターム科目」と、学期を通じて週1回の授業を行う「セメスター科目」の2種類があります。なお、一般的に、1年次前期を1期(1セメスター)、後期を2期(2セメスター)、2年次前期を3期(3セメスター)、後期を4期(4セメスター)・・・というように呼んでいます。

年次	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム
セメスター	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター

### 2. 授業科目と単位について

#### (1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)に記載しています。なお、法学部・経済学部夜間コースの学生は、昼間授業時間帯に開設される授業科目も、開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また、夜間授業時間帯に開設される授業科目は、許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

#### (2) 単位と単位の修得

卒業するためには、所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は、各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は、予習・復習の時間も考慮して、別に定める算定基準により決定されます。詳細は、「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)の「開設単位数」欄を参照してください。

#### 【修得できる単位数と学修時間(例)】

授業の方法(単位数)	学修時間	学修時間の内訳
講義(2単位)	90時間	(授業2時間+予習・復習4時間)×15回
演習・実習(1単位)	45時間	(授業2時間+予習・復習1時間)×15回
実験(1単位)	45時間	(授業3時間+予習・復習0時間)×15回

※法令の定めるところにより、いずれの授業科目も1単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については、算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則(p.教養29～p.教養31)を参照してください。

なお、原則として同一授業科目を重複して履修することはできません。ただし、以下の授業科目については、繰り返し履修し、一定の単位数まで単位を修得することができます。

【重複して履修可能で単位が認められる科目】

外国語科目	コミュニケーションⅠ、コミュニケーションⅡ、英語圏ワールドリサーチ、コミュニケーション上級英語、海外語学演習、ペシック外国語（夜間授業時間帯）
健康スポーツ科目	スポーツ実習、スポーツ演習
社会連携科目	海外フィールドスタディ、海外フィールドスタディ・アドバンスト、実践フロントランナープログラム

### 3. その他

#### (1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを、「開設年次」といいます。これは、学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば、開設年次「2」の授業科目の場合、3セメスターまたは4セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので、「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。

#### (2) 指定授業時間

各学部、学科・類（系）、コース・専攻、プログラム（以下「各学部等」といいます）が履修基準表などで定めている必修科目、選択必修科目、履修することが望ましいとされる一部の科目は、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は、指定された曜日・時間に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は、「Myもみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

#### (3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は、総合科学部事務棟1階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

#### (4) 2年生以降の履修上の注意点

次年度以降において、授業科目名が変更されることがあるので、「もみじTop」の中にある教養教育ホームページ (<https://momijihiroshima-u.ac.jp/momiji-top/>)/learning/kyouyou/)などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

## Ⅲ. 授業科目の履修

### 1. 平和科目

#### 1) 授業の目標

戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢餓、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について自ら考え、理解を深めることを目標としています。

\*平和科目群設置の目的：広島大学の理念5原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように、学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については、戦争の悲惨さを直視し、核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし、それ以外にも「貧困」「飢餓」「人口増加」「環境」「教育」「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

### 2) 授業の内容

それぞれの教員が、専門とする学問分野や視点から講義し、平和について考える場を提供します。すべての科目には、平和に関するモニメントの見学とそれに関するレポートの提出が義務付けられています。

### 3) 履修上の注意事項

- 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。なお、指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。
- 修得可能な単位数は2単位（1科目）までです。

## 2. 大学教育入門

### 1) 授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し、大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標としています。

### 2) 授業の内容

大学で何を学ぶのか、自分の目標を明確にするとともに、レポートの作成方法や、情報収集・発信をする時の倫理規範、他者との交流やかかわり方、大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

### 3) 履修上の注意事項

学部ごとに指定された時間帯で履修してください。なお、指定時間帯については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

### 3. 教養ゼミ

#### 1) 授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけるとを目標にしています。

#### 2) 授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく、大学生らしく自主的に学習し、積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢、討論への参加、質疑応答などが評価されます。

全学生2単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが、多人数クラスで行う学部もあります。

#### 3) 履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち、自学自習とそこの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み、積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

### 4. 領域科目

#### 1) 授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

#### 2) 授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え、さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて、人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の2つの科目群で構成されています。

#### 3) 履修上の注意事項

a. 全学生共通して、人文社会科学系科目4単位及び自然科学系科目4単位の計8単位を修得する必要があります。領域科目では、各学部等ごとに指定時間帯を設けており、指定時間帯で開講されている科目を、1科目(2単位)ずつ履修していけば、計8単位修得することが可能です。なお、他学部・他学科指定の時間帯を除き、所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。

b. 卒業に必要な単位数が8単位以上の学部もあります。また、学部によって必修科目、選択必修科目または要望科目として履修指定している授業科目が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

c. 指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

### 5. 外国語科目

#### 授業の目標

グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

#### (1) 英語

##### 1) 授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

##### ① コミュニケーション基礎

WBT (Web-Based Training) による自学自習により、英語での日常生活に必要なとなる語彙や文法 (TOEIC (R) L & R テスト600点相当) を身に付けます。

a. コミュニケーション基礎 I (原則1セメスターに開講)

b. コミュニケーション基礎 II (原則2セメスターに開講)

##### ② コミュニケーション I・II

a. コミュニケーション IA, コミュニケーション IB (原則1セメスターに開講)

IAでは「話す」、IBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

b. コミュニケーション IIA, コミュニケーション IIB (原則2セメスターに開講)

IIAでは「書く」、IIBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

##### ③ コミュニケーション III

a. コミュニケーション IIIA, コミュニケーション IIIB (3・4セメスターに開講)

IIIAでは発表技能, IIIBでは理解技能に重点を置き, コミュニケーション I・II で身に付けた基礎的運用能力をさらに発展させます。

b. コミュニケーション IIIC (3・4セメスターに開講)

特定の目的に応じた英語の技能をさらに発展させます。

##### ④ コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は、総合科学部国際共創学科、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科、薬学部薬科学科の学生を対象とした、コミュニケーション基礎に代わる科目です。

a. コミュニケーション演習 I

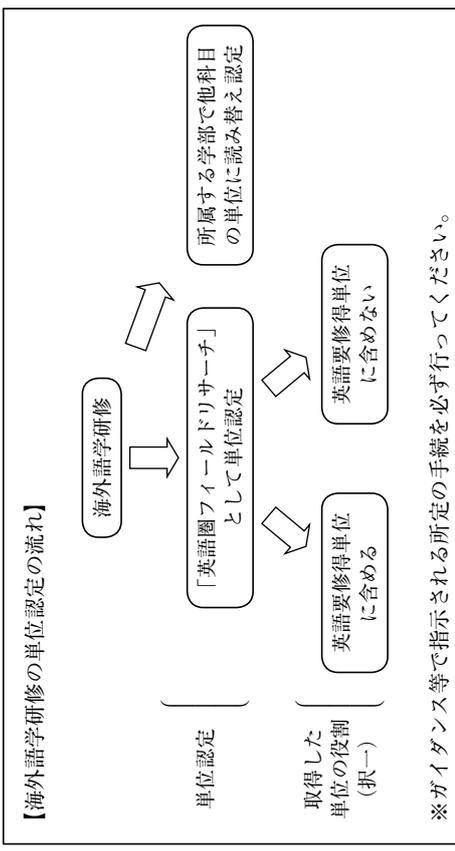
b. コミュニケーション演習 II

##### ⑤ 英語圏フィードバック (http://home.hiroshima-u.ac.jp/engfr/)

英語圏の大学への海外語学研修に参加し、そこでの実生活を通して英語や英語圏文化を学び、これを単位として認定するものです。原則として研修先での30時間の研修をもって1単位(上限4単位)とし、研修先の評価に基づいて単位が認定されます。学年に関係なく履修できます。

また、海外語学研修をコミュニケーション基礎・演習・I・II・IIIの授業科目の単位として認定する学部もあります。所属学部の学生支援担当者などで確認してください。なお、一度認定された授業科目名と成績評価の変更は認められません。

研修の案内と履修手続方法については上記 URL のページをご覧ください。



⑥ **オンライン英語演習 I・II・III** (<http://onleng.hiroshima-u.ac.jp>)

コンピュータを利用し、速読訓練や聴解訓練、語彙・文法学習など特定のテーマに沿って自学自習し、30時間分の学修を1単位とし、期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は、上記 URL のページ及びシラバスをご覧ください。

⑦ **コミュニケーション上級英語**  
さまざまな言語活動を通じて、より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

2) **履修上の注意事項**

① **英語の履修基準**

所属学部が定める履修基準などで、必修単位数と履修科目を確認してください。また、学部等によっては、「英語圏フィールドリサーチ」及び「オンライン英語演習 I・II・III」の単位を卒業に必要な英語の単位数（要修得単位数）などに算入することができず、詳しくは、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

② **正規の授業科目以外での単位の認定**

TOEIC (R), TOEFL (R), 英検などの外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養33「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。)

また、放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

(2) **初修外国語**

「初修外国語」として、7つの言語—フランス語、ドイツ語、中国語、アラビア語、韓国語、スペイン語、ロシア語—を開設しています。これら7つの言語は近代・現代文明の形成と切り離すことができない世界の主要な言語と、日本と地理的に近いアジアの言語からなります。

1) **授業の内容**

① **授業科目の種類**

- a. **ベーシック外国語 I・II** (それぞれ1・2タームに開講, 週2回)  
発音・表記の基礎、簡単な文法・文型、簡単な挨拶程度の会話能力の修得を目標としています。
- b. **ベーシック外国語 III・IV** (それぞれ3・4タームに開講, 週2回)  
ベーシック外国語 I・II に引き続き、基礎的な文型・文法の修得を目指すとともに、視聴覚教材などを活用して、初歩的な表現能力の基礎、基礎会話レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。
- c. **初修外国語をさらに深く学びたい場合は、「インテンシブ外国語」を履修することができず。**

- インテンシブ外国語 I A (1タームに開講, 週2回)
- インテンシブ外国語 I B (2タームに開講, 週2回)
- インテンシブ外国語 II A (3タームに開講, 週2回)
- インテンシブ外国語 II B (4タームに開講, 週2回)

授業は原則としてネイティブスピーカーが担当します。これを、週2回のベータシブ外国語と有機的に連動させ、あわせて週4回の集中的な学習を行うことにより、「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な4技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、スペイン語で開講しています。学部によっては、時間割の都合上、履修できないことがあるので注意してください。

週4回でまとまりのある授業となっていますので、集中的に実践的な外国語能力が身に付きませんが、それだけに受講生には積極的な参加が求められます。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られていますので、希望者が多い場合は抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので、必ず出席してください。

○ **初修外国語の学習モデル**

・ベーシック・コース (ドイツ語、フランス語、中国語・韓国語・スペイン語・アラビア語・ロシア語)

1 年次前期		1 年次後期	
第1ターム ベーシック I (週2回)	第2ターム ベーシック II (週2回)	第3ターム ベーシック III (週2回)	第4ターム ベーシック IV (週2回)

↑ 初級レベル修了

1 年次前期		1 年次後期	
第1ターム	第2ターム	第3ターム	第4ターム
ベーシックI インテネンシアIA (週4回)	ベーシックII インテネンシアIB (週4回)	ベーシックIII インテネンシアIIA (週4回)	ベーシックIV インテネンシアIIB (週4回)

中級レベル到達

- ・2年次以降「トラライリンガル養成特定プログラム」  
 中級レベル修了・  
 上級レベルへ

○このほかに授業外の自主的な学習を支援するものとして、外国語教育研究センターでは、初修外国語の各種学習プログラム（ドイツ語技能検定準備講座やドイツ語会話など）を提供しています。

また、フランス、ドイツ、中国、韓国、スペイン、ロシアにおいて、本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し、一定の条件を満たした場合は、「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については、「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

## 2) 履修上の注意事項

- ① **初修外国語の履修基準**  
各学部等によっては、選択可能な言語や修得すべき言語、単位数が指定されている場合がありますので、所属学部が定める履修基準などを確認してください。
- ② **その他の注意事項**
  - a. ベーシック外国語Iで選んだものと同じ外国語を、ベーシック外国語II・III・IVでも履修してください。
  - b. 開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。

## 6. 情報科目

### 1) 授業の目標

高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけることを目標にしています。

### 2) 授業の内容

- a. 講義系科目「情報活用基礎」  
授業は、ガイダンスや期末試験などを除き、講義とそれに対応した実習を交互に12回行います。ここでは、「コンピュータとネットワーク技術の基礎」、「コミュニケーション」、「調査と情報」、「メディアと情報化社会」などについて多角的に考えていきます。また、情報倫理に関する講義とオンラインによる学習を行います。  
なお、講義と実習は異なる教室で行われるため、時限ごとに教室を移動する場合がありますので注意してください。

## 「情報活用概論」

東千田キャンパスでのみ開講されます。

授業は、コンピュータとネットワーク技術の基礎、情報化社会の可能性と問題点について、デモンストラレーションを交えて行います。

### b. 実習系科目

#### 「情報活用演習」

コンピュータの基本的操作、オフィスツールの利用、ネットワークの活用、情報倫理など、共通性の高い項目の実習を行った後、特定のテーマにそって、問題解決や情報の受発信に必要な基礎技術を修得します。必修または選択必修としている学部が開講する授業と、情報メディア教育研究センターが開講する授業があります。

## 3) 履修上の注意事項

### ① 情報科目の履修基準と授業科目の選択

- a. 所属学部が、その学部開講の「情報活用演習」を必修または指定している場合は、その科目を履修してください。
- b. 所属学部が、「情報活用基礎」を必修としている場合は、その科目を履修してください。
- c. 所属学部が、「情報活用基礎」を指定しているか、あるいは「情報活用演習」を指定しておらず「情報活用基礎」と「情報活用演習」を選択必修としている場合があります。この場合は、前期に開講される「情報活用基礎」を履修してください。
- d. 法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田キャンパスで開講される「情報活用概論」を履修してください。

### ② その他の注意事項

- a. 「情報活用基礎」は1週目にガイダンスを行います。  
日時、教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に揭示します。各学部等によって日時、教室が異なりますので注意してください。(毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください)  
また、ガイダンス時に、コンピュータ利用経験についてアンケートを行い、その結果に基づいて、クラス編成を行います。クラスによって、2週目に行くべき教室が異なりますので、教養教育ホームページまたは「My もみじ」の揭示を必ず確認してください。
- b. 情報メディア教育研究センターが後期に開講する「情報活用演習」は再履修生を対象としており、人数制限を行うため、受講できないことがあります。

## 7. 健康スポーツ科目

### 1) 授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

## 2) 授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として、実習科目と講義科目をまとめて1つの科目区分として提供します。実習科目には「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」（障害のある学生及び有疾患学生対象）、講義科目には「健康スポーツ科学」、実習と講義を合わせた科目には「スポーツ演習」があります。

## 3) 履修上の注意事項

- a. 各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。
- b. 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」および「スポーツ演習」は、同じ教員や種目、授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし、1年次については、1・2タームで1科目のみ、3・4タームで1科目のみしか履修することができません（集中講義を除く）。
- c. 「スポーツ実習A」、「スポーツ実習B」および「スポーツ演習」は、初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所、服装、シューズの準備などについては、各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。
- d. 集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

## 8. 社会連携科目

### 1) 授業の目標

社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

### 2) 授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ポラテンティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

### 3) 履修上の注意事項

各学部等によって、履修基準（必修科目、選択科目、卒業に必要な単位数等）が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

## 9. 基盤科目

### 1) 授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

## 2) 授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要な不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」、「初修生物学」など）。

## 3) 履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は、所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については、卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

## IV. 履修に関する手続・相談等

### 1. 履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し、履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお、同学期（1タームと2ターム、3タームと4ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また、受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので、その結果を必ず「Myもみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については、**授業に全て出席し期末試験を受験しても、単位を修得することはできません。**

各授業科目の履修手続の詳細については、**各ターム開始前に「Myもみじ」で通知します**ので、確認してください。

### 2. 履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などはp.教養44を参照してください。

#### ※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により2週間以上欠席する場合は、所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて、欠席届を提出してください。2週間未満の場合は、各授業担当教員へ申し出てください。

なお、教育実習・介護等体験により欠席する場合は別に定めています。また、病気等で試験を欠席する場合は、p.教養18の「4. 追試験」の項を参照してください。

### 3. 学習支援室

学生の学習理解の向上を図ることを目的とし、課外での補充的な学習支援を行うため、「学習支援室」を設置しています。学習支援室は、大学院生等が、学習の方法や履修上の問題点について、その解決策や糸口などを見出すための助言を行うもので、英語・化学・数学・物理を対象に、授業実施日の16時30分から18時30分まで開く予定です。

また、上記科目に生物・地球・地学・情報を加えた7科目について、各科目の指導教員に直接問い合わせることもできます。

なお、これら履修手続や学習支援室など、教養教育に関する様々な情報は、教養教育ホームページ（<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/momiji-top/>）でも確認できます。

### ● 「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」は広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじTop」と、広大ID・広大パスワードでログイン後に利用する「Myもみじ」から構成されています。

#### (1) 広大IDと広大パスワード

広大IDと広大パスワードの認証を受けて利用する「Myもみじ」のサービスには、住所や成績等の個人情報参照、履修科目の登録・変更等の手続が含まれます。第三者によるなりすましを防止、安全な学生生活を送るためにも、広大IDと広大パスワードは適切に管理してください。

#### (2) 掲示、休講補講教室変更、試験情報

各種通知やお知らせ掲示、休講・補講、試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「Myもみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「Myもみじ」にログインして確認してください。

#### (3) 履修登録

学生は設定された期間に「Myもみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外に登録できません。登録可能な期間は「もみじTop」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。「Myもみじ」からシラバスを参照することもできます。(p.教養15参照)

#### (4) 学籍情報

所属、住所、父母等の住所、電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導、事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあつた際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお、メールアドレス、携帯電話番号、電話番号は、学内ネットワーク（HINET2014）からアクセスしている場合「Myもみじ」から変更可能です。

#### (5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては、チューター、指導教員による面談及び承認が必要になります。(p.教養19参照)

#### (6) アンケート

「Myもみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

#### (7) 「Myもみじ」へのアクセス

「Myもみじ」は、学内外のネットワークに繋がったパソコン、タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお、学生情報、成績情報等、個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

#### (8) 「学生情報の森 もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森 もみじ」は24時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじTop」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

### (9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

なお、もみじやEメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については、「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また、学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

## V. 試験及び成績

### 1. 期末試験

- 通常、15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。
- 出席回数が授業実施時数の3分の2に満たない学生は、期末試験の受験を認めません。ただし、所定の手続きを経て欠席した場合で、その理由が病気その他やむを得ない事情のときは、授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。
- 試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

### 2. 試験時の主な注意事項

- 受験に際しては、必ず学生証を机上に提示してください。
- 学生証を携帯していない学生は受験できませんので、試験開始前に所定の手続きを行ってください。
- 遅刻した学生は、試験室の入室を許可されない場合があります。
- 試験開始後30分を経過しなければ、試験室からの退室は許可されません。
- 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできません。
- 携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り、カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。
- 携帯電話・スマートフォン等試験に必要なものを机上に置いたり、使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- その他、試験中は監督者の指示に従ってください。

### 3. 不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は、その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし、あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

### 4. 追試験

病気その他やむを得ない事情により、期末試験等の一部ないし全部を受験できなかつた場合は、追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は、所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所属学部の学生支援担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）へ申請してください。**追試験受験願**の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は、**広島大学教養教育科目履修規則**の第8条（p.教養30）を参照してください。

## 5. 試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は、所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については、「**身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置**」について」(学部規則)を参照してください。

## 6. 成績

- 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は、別に定めるガイドラインに基づき、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C) 及び不可 (D) の5段階で厳格に評価され、秀、優、良、可を合格とします。
- 成績の発表については、所属学部等の指示に従ってください。なお、ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。
- 成績評価に疑義のある場合は、該当科目の授業担当教員に問い合わせるか、異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は、成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までに「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書添付の上、教育推進グループ教養教育担当(法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室(学生支援担当))に申し出てください。

なお、詳細は下記 URL に掲載しています。

[https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post\\_4.html](https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html)

## VI. 平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期、開講キャンパス、授業内容等の詳細は、「**教養教育科目授業時間割**」及びシラバスなどで確認してください。

### 1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
大学教育 基礎科目	広島と平和 平和を考える	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
	ヒロシマと平和学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
	平和と人間 A - 環境と生物の未来へ-	2	1	講義	
	平和と人間 B - 人間と文化の未来へ-	2	1	講義	
	平和と人間 C - 広島で学ぶ「歴史と文化の未来へ-	2	1	講義	
	平和と人権 - グローバル化とジェンダー視点	2	1	講義	
	原爆体験と表象/文学	2	1	講義	
	Global Partnership Studies	2	1	講義	
	ヒロシマ学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
	戦争と平和に関する学際的考察	2	1	講義	
	飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	講義	
	環境と平和	2	1	講義	
	国際関係論	2	1	講義	
	医学からみた戦争と平和	2	1	講義	
	世界の紛争と平和	2	1	講義	
	国際政治と地球環境から見る平和	2	1	講義	
	平和と芸術	2	1	講義	
	暴力の比較宗教学	2	1	講義	
	核時代の科学と社会	2	1	講義	
	放射線と自然科学	2	1	講義	
安全な社会環境の構築をめざして	2	1	講義		
Global Issues Towards Peace A	2	1	講義		
Global Issues Towards Peace B	2	1	講義		
広島の世界史と国際社会	2	1	講義		
震災キャンパスからの平和発信	2	2	講義		
ひろしま平和共生リターン概論	2	1	講義		
平和への記憶学	2	1	講義		
大学教育入門	2	1	講義		
教養ゼミ	2	1	演習		
哲学 A	2	1	講義		
哲学 B	2	1	講義		
感性哲学	2	1	講義		
哲学の世界	2	1	講義		
東洋の思想	2	1	講義		
倫理学	2	1	講義		
南アジア宗教学論	2	1	講義		
キリスト教教学 A	2	1	講義		
キリスト教教学 B	2	1	講義		
日本宗教学論 A	2	1	講義		
日本宗教学論 B	2	1	講義		
比較宗教学	2	1	講義		
芸術学 A	2	1	講義		
芸術学 B	2	1	講義		
現代アート論	2	1	講義		
日本の美学	2	1	講義		

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	合唱A	1	1	実習	
	合唱B	1	1	実習	
	吹奏楽I	1	1	実習	
	吹奏楽II	1	1	実習	
	アジアの近現代	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
	アジアの社会史	2	1	講義	
	アジア史A	2	1	講義	
	アジア史B	2	1	講義	
	ヨーロッパの政治と社会	2	1	講義	
	ヨーロッパ史A	2	1	講義	
	ヨーロッパ史B	2	1	講義	
	広島大学の歴史	2	1	講義	
	生活から見た日本の近代	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
	西アジア近現代史	2	1	講義	
	中東・イスラームの世界	2	1	講義	
	日本の歴史と文化	2	1	講義	
	日本現代史	2	1	講義	
	日本史A	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
	日本史B	2	1	講義	
	歴史学の世界	2	1	講義	
	科学と宗教	2	1	講義	
	科学史A	2	1	講義	
	科学史B	2	1	講義	
	技術史A	2	1	講義	
	技術史B	2	1	講義	
	環境観と環境問題	2	1	講義	
	観光学地理学	2	1	講義	
人文地理学	2	1	講義		
地域地理学	2	1	講義		
日本の地域地理学	2	1	講義		
地理・考古・文化財の世界	2	1	講義		
文化人類学A	2	1	講義		
文化人類学B	2	1	講義		
メディア学入門	2	1	講義		
海外文化事情I	2	1	講義		
海外文化事情II	2	1	講義		
日本文化事情I	2	1	講義		
日本文化事情II	2	1	講義		
観光学入門	2	1	講義		
人文学入門A	2	1	講義		
人文学入門B	2	1	講義		
英米文化事情概論I	1	1	演習		
英米文化事情概論II	1	1	演習		
英米文化事情概論III	1	2	演習		
英米文化事情概論IV	2	1	講義		
中国語圏の現代文化	2	1	講義		
中国語圏の伝統文化	2	1	講義		
英語圏の文学と社会	2	1	講義		
西欧語圏の文学	2	1	講義		
日本の文学	2	1	講義		
文学の世界	2	1	講義		
自動車産業と日本経済	2	1	講義		
現代社会と経済	2	1	講義		
グローバル経済と環境権	2	1	講義		
社会経済統計論	2	1	講義		
現代経済を考えるI	2	1	講義		
現代経済を考えるII	2	1	講義		
現代社会と福祉	2	1	講義		

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
人文社会科学系 科目群	現代社会学A	2	1	講義	
	現代社会学B	2	1	講義	
	社会的なもの人間	2	1	講義	
	社会福祉と貧困	2	1	講義	
	生活をとりまく家族・地域・産業	2	1	講義	
	社会統計学入門	2	1	講義	
	現代社会と鹿山村	2	1	講義	
	現代ジャーナリズム論	2	1	講義	
	政治の世界	2	1	講義	
	人の生と死をめぐる法と社会	2	1	講義	
	日本国憲法	2	1	講義	
	Law and Politics I	2	1	講義	
	Law and Politics II	2	1	講義	
	日本法入門	1	1	講義	
	国際協力を考える	2	1	講義	
	行動の科学	2	1	講義	
	心と社会	2	1	講義	
	心の健康	2	1	講義	
	心理学概論A	2	1	講義	
	心理学概論B	2	1	講義	
	睡眠の科学	2	1	講義	
	比較認知心理学	2	1	講義	
	教育と人間	2	1	講義	
	教育と制度	2	1	講義	
	大学と学生	2	1	講義	
	大学と社会	2	1	講義	
	Multiculturalism in Education	2	1	講義	
意思決定とクリティカルシンキング	2	1	講義		
地域社会を学ぶ	2	1	講義		
知識基盤社会における情報検索入門	2	1	講義		
コンピュータ・プログラミング	2	1	講義		
思考と情報のアナライズ	2	2	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	
メディア活用研究	2	1	講義		
知能とコンピュータ	2	1	講義		
数学の世界	2	1	講義		
数理解科学で考える	2	1	講義		
自然環境形成論	2	1	講義		
自然災害と防災	2	1	講義		
水・物質循環の科学	2	1	講義		
物質循環と地球環境	2	1	講義		
地球と生物	2	1	講義		
地球科学A	2	1	講義		
地球科学B	2	1	講義		
天文学	2	1	講義		
物質とエネルギー	2	1	講義		
物理の視点A	2	1	講義		
物理の視点B	2	1	講義		
物理入門	2	1	講義		
物理数学入門	2	1	講義		
物理学の原理	2	1	講義		
物理学の手法	2	1	講義		
新入生のための物理学入門	2	1	講義		
いのちを支える酵素	2	1	講義		
環境と化学	2	1	講義		
文理科学コラボレーション	2	1	講義		
現代化学	2	1	講義		
化学基礎A	2	1	講義		
化学基礎B	2	1	講義		

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。



科目区分	授業科目	開設年次	開設単位数	授業の方法	備考
共通科目	実践フロントランナープログラム	2 (1)	2	演習	
	地域社会探検プロジェクト・インターンシップ・ボランティアを体験してみよう	1	2	講義・実習	講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。
	キャリア教育講座 - 世界に通用する高い社会人力を身につける -	1	2	講義	
	キャリアデザイン講座 - 先輩プロフェッショナルが「あなただけ」のために語る -	1	2	講義	
	現代職が関論 A	1	1	講義	
	学術的文章作成の基礎	1	1	講義	
	アカデミックライティング基礎	1	2	講義	
	アントレプレナーシップ	2	1	講義	
	海外フィールドスタディ	4 (2)	4	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
	海外フィールドスタディ・アドバンスト	4 (2)	4	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
	マイクロ経済学入門	2	1	講義	
	マクロ経済学入門	2	1	講義	
	医療従事者のための心理学	2	1	講義	
	ヘルスイエンスのための基礎数学	2	1	講義	
	基礎微積分数学	2	1	講義	
	基礎線形代数	2	1	講義	
	微積分通論	2	1	講義	
	微積分分学 I	2	1	講義	
	微積分分学 II	2	1	講義	
	数学演習 I	1	1	演習	
	数学演習 II	1	1	演習	
	線形代数 I	2	1	講義	
	線形代数 II	2	1	講義	
線形代数演習 I	1	1	演習		
線形代数演習 II	1	1	演習		
統計学	2	1	講義		
統計データ解析	2	1	講義		
地学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
地学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
初修物理学	2	1	講義		
基礎物理学 I	2	1	講義		
基礎物理学 II	2	1	講義		
一般力学 I	2	1	講義		
一般力学 II	2	1	講義		
基礎電磁気学	2	1	講義		
物理学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
物理学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
初修化学	2	1	講義		
一般化学	2	1	講義		
有機化学	2	1	講義		
基礎物理化学	2	1	講義		
化学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
化学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
初修生物学	2	1	講義		
細胞科学	2	1	講義		
生態学	2	1	講義		
種生物学	2	1	講義		

(注1) 開設単位数(修得可能な上級単位数)と開設単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、( )で開設単位数を表示している。  
(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設年次	開設単位数	授業の方法	備考
基礎科目	生物学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	生物学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	人間理解のための人体解剖学 I	1	1	講義	
	人間理解のための人体解剖学 II	1	1	講義	
	国際医学連携開発学	2	1	講義	
	自然科学基礎実験法・同実験 A	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
自然科学基礎実験法・同実験 B	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。	

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教育科目授業時間割等に示す。



## Ⅶ. 教養教育関係規則等

### 1. 広島大学教養教育科目履修規則

平成23年2月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分	教育目標
平和科目	戦争・紛争、核廃絶、貧困、飢饉、人口増加、環境、教育、文化等の様々な観点から平和について自ら考え、理解を深める。
大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し、大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につける。
領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
外国語科目	グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深める。
情報科目	高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につける。
健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技術水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
社会連携科目	社会における多様性を理解し、実践することを通じて、社会で生き、活躍するために必要な力を高める。
基礎科目	専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。）、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割は、学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については、各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教養ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 情報科目の情報活用基礎及び情報活用演習は、15時間の授業をもって1単位とする。  
(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならぬ。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあっては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

2 前項本文に規定する所定の手続をしなければならぬ場合、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合は、その欠席が病氣その他のやむを得ない事由によること認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
- (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
- (3) 天災その他の非常災害
- (4) 交通機関の突発事故
- (5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願を所属学部長に願出しなければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教育本部が定める。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表 (略)

※別表の内容は、「平成31(2019)年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)として掲載しています

## 2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第1項及び第31条第2項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL(R)及びTOEIC(R)の検定試験等による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

### (1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等

- ① 実用英語技能検定試験（英検）
- ② TOEFL(R)テスト
- ③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト

### (2) 認定授業科目及び単位数

- ① 実用英語技能検定試験（英検）

級	位	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
1	級	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6単位以内
準1	級	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

- ② TOEFL(R)テスト

得 点	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数	
			得 点
Paper-Based	Internet-Based		
560点以上	83点以上	コミュニケーション基礎・演習 コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	2単位以内 6単位以内
520点以上	68点以上	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
560点未満	83点未満	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

※本学で実施する TOEFL ITP(R)テストの得点は、表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

- ③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト

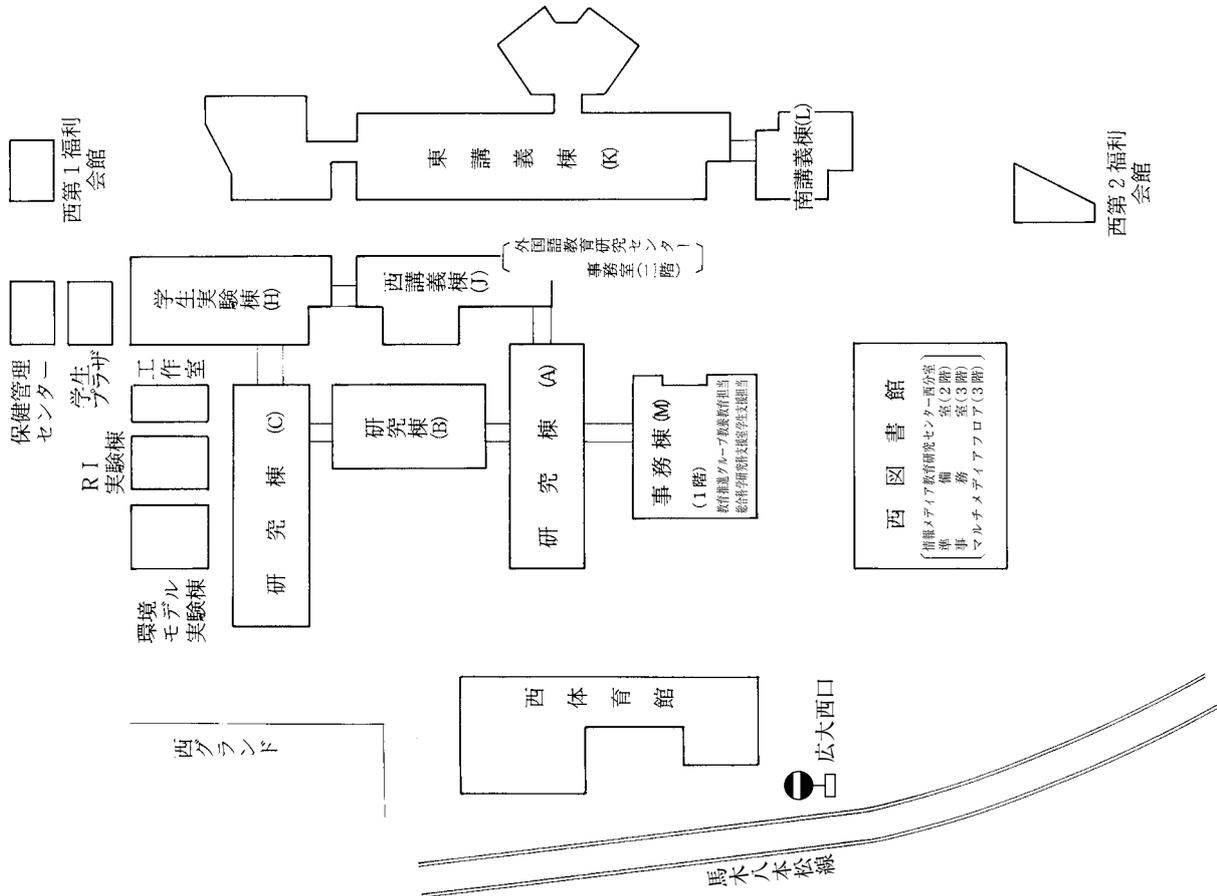
得 点	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
860点以上	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6単位以内
730点以上	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
860点未満	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

(注)・TOEIC(R)は、TOEIC(R) Listening & Reading Test を示す。

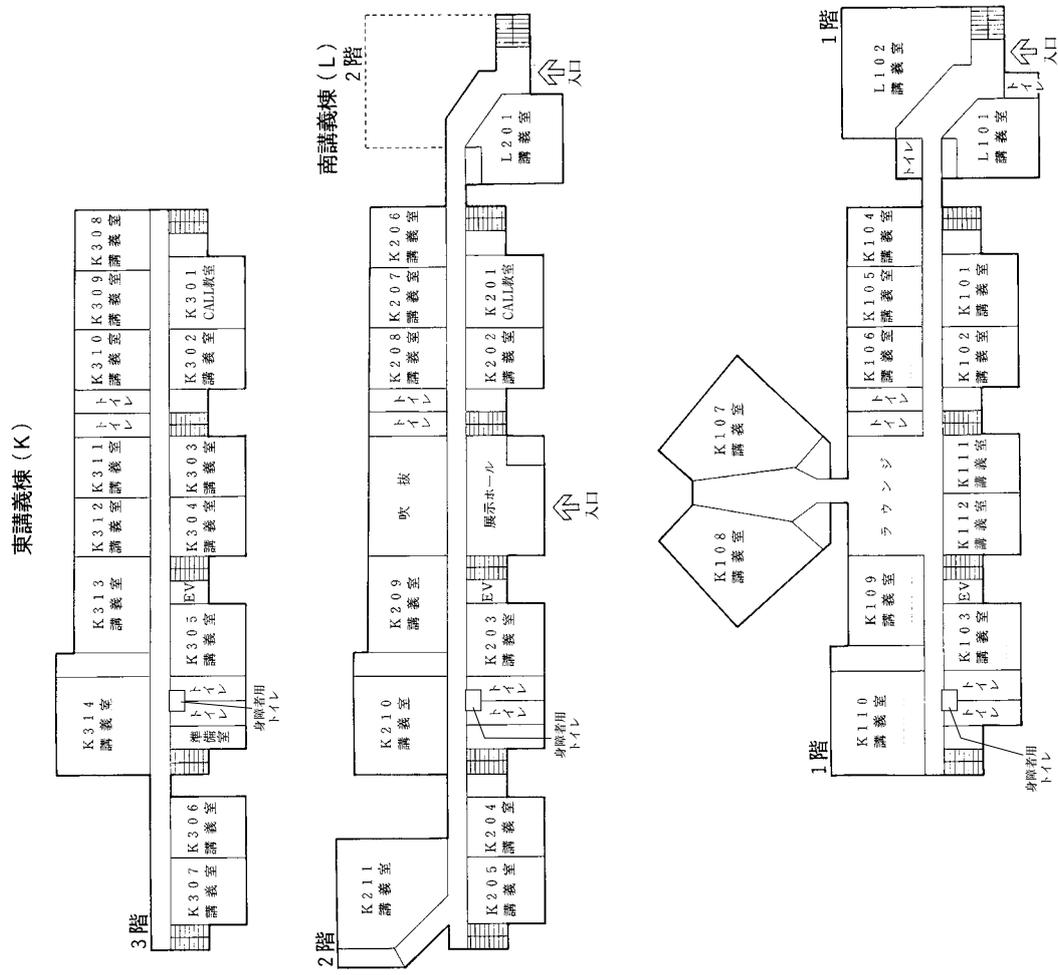
- ・コミュニケーション基礎は、コミュニケーション基礎Ⅰ、コミュニケーション基礎Ⅱの授業科目を示す。
- ・コミュニケーション演習は、コミュニケーション演習Ⅰ、コミュニケーション演習Ⅱの授業科目を示す。
- ・コミュニケーションⅠ・Ⅱは、コミュニケーションⅠA、コミュニケーションⅠB、コミュニケーションⅡA、コミュニケーションⅡBの授業科目を示す。
- ・コミュニケーションⅢは、コミュニケーションⅢA、コミュニケーションⅢB、コミュニケーションⅢCの授業科目を示す。



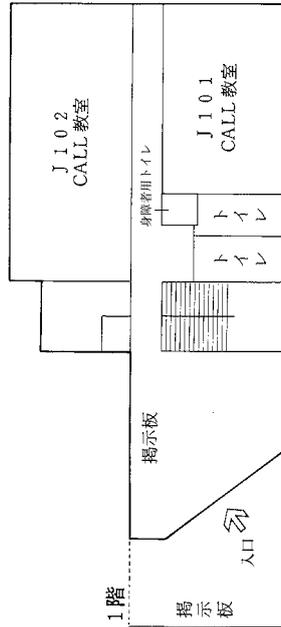
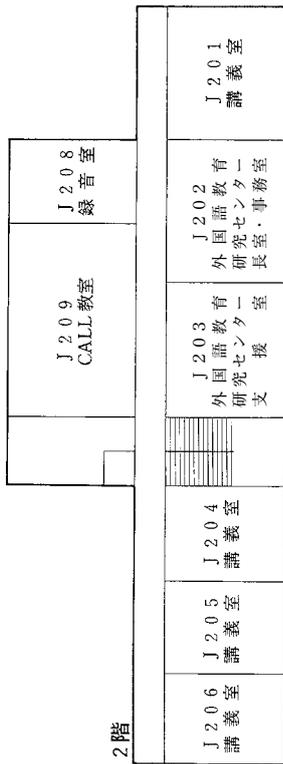
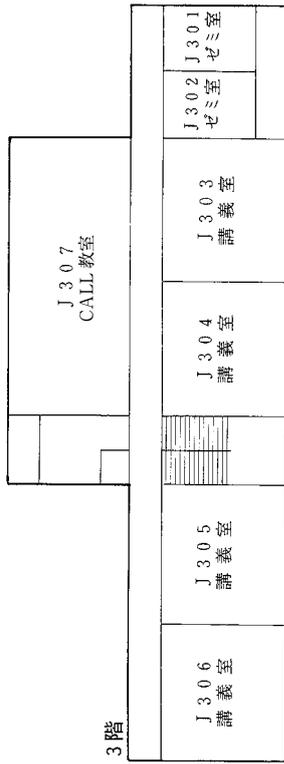
2. 総合科学部付近配置図



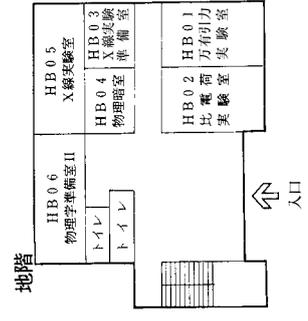
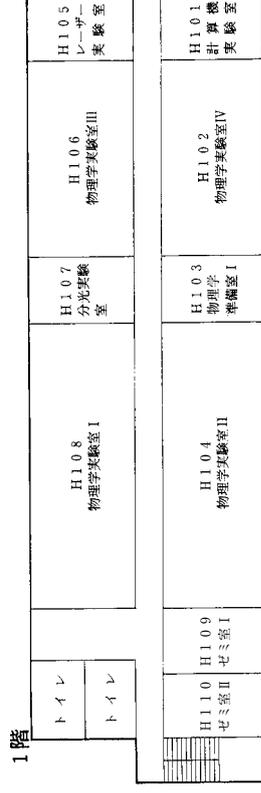
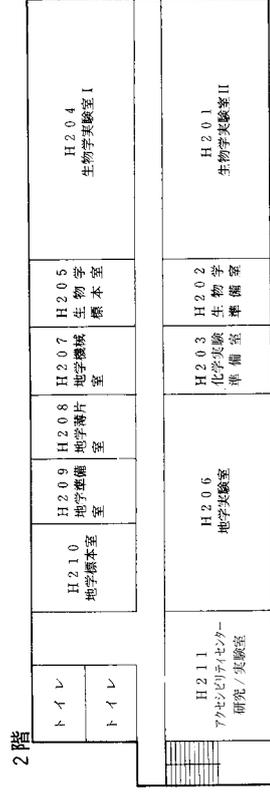
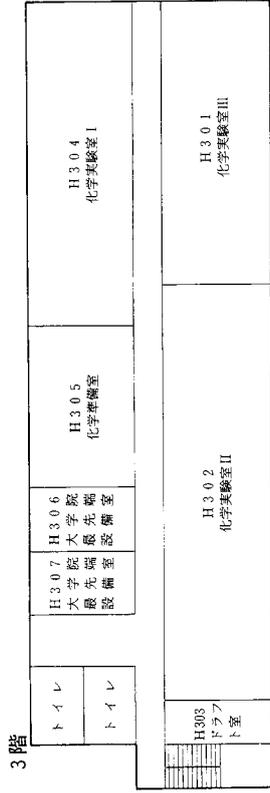
3. 総合科学部講義室配置図



西講義棟 (J)



学生実験棟 (H)



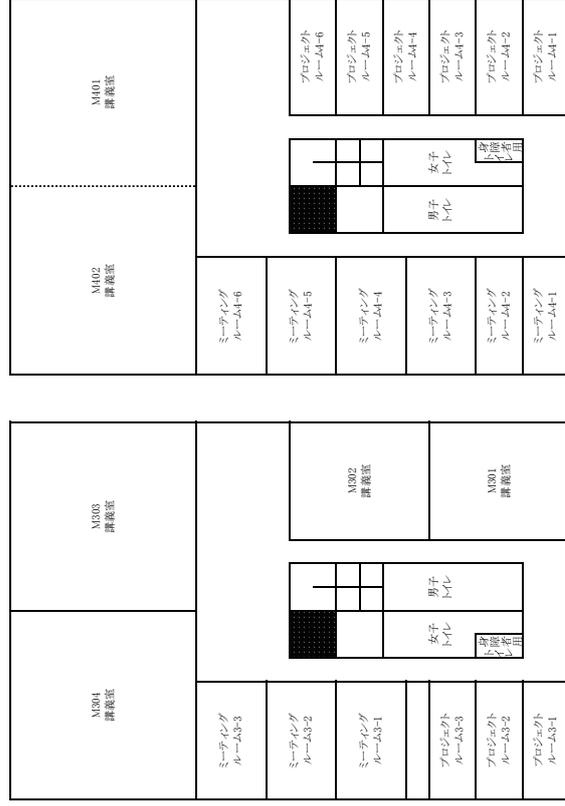




東千田未来創生センター (M棟)



1 F



2 F

3 F

4 F

6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。  
なお、E-mail を送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

東広島キャンパス (東広島市) 受付時間：(月～金) 8時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 総合科学科担当	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	総合科学研究科支援室 国際共創学科担当	082-424-7988	
文学部	文学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	教育学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6725	
法学部	社会科学研究科支援室 法学部担当	082-424-7215	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	社会科学研究科支援室 経済学部担当	082-424-7217	
理学部	理学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	工学研究科支援室 工学部担当	082-424-7524	
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	工学研究科支援室 情報科学部担当	082-424-7611	
教育推進グループ教養教育担当		082-424-4218	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟 1階 (場所はD.教養39参照) にあります。

霞キャンパス (広島市) 受付時間：(月～金) 8時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
医学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ/医学部担当	082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
	霞地区運営支援部 学生支援グループ/歯学部担当	082-257-5614	
薬学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ/薬学部担当	082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

東千田キャンパス (広島市) 受付時間：(月～金) 12時30分～21時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
法学部	東千田地区支援室 法学部夜間主コース担当	082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	経済学部 東千田地区支援室 経済学部夜間主コース担当	082-542-6961	

# 到達目標型教育プログラム ハイプロスペクツ 「HiPROSPECTS<sup>®</sup>」について

※ ハイプロスペクツ HiPROSPECTS は広島大学の登録商標です。



ハイプロスペクツ  
I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HIPROSPECTS®」

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HIPROSPECTS®」……………ハイプロ2

1. HIPROSPECTS®とは……………ハイプロ2

2. 卒業までの主な流れ……………ハイプロ2

II. HIPROSPECTS®の構成……………ハイプロ3

1. 主専攻プログラム……………ハイプロ3

2. 副専攻プログラム・特定プログラム……………ハイプロ4

■ HIPROSPECTS®をより良く理解するための3つの資料……………ハイプロ6

III. 評価の方法……………ハイプロ7

1. 授業科目の成績評価……………ハイプロ7

2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)……………ハイプロ7

3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価……………ハイプロ9

■ 成績評価, GPA 及び到達度の評価の確認方法……………ハイプロ9

IV. 副専攻プログラム一覧……………ハイプロ10

V. 特定プログラム一覧……………ハイプロ11

■ 特定プログラムに関係する資格……………ハイプロ11

VI. HIPROSPECTS®関係規則等……………ハイプロ13

1. 広島大学教育プログラム規則……………ハイプロ13

2. 広島大学副専攻プログラム履修細則……………ハイプロ17

3. 広島大学特定プログラム履修細則……………ハイプロ19

VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先……………ハイプロ22

VIII. TOEIC® L&R IPテストの全学実施について……………ハイプロ23

IX. 情報科学パッケージ科目について……………ハイプロ24

X. 初年次インターンシップ (社会体験) の全学実施について……………ハイプロ26

1. HIPROSPECTS®とは

広島大学では、みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と、卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し、「到達目標型教育プログラム『HIPROSPECTS®』』という独自の教育システムを実施しています。HIPROSPECTS®は、広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

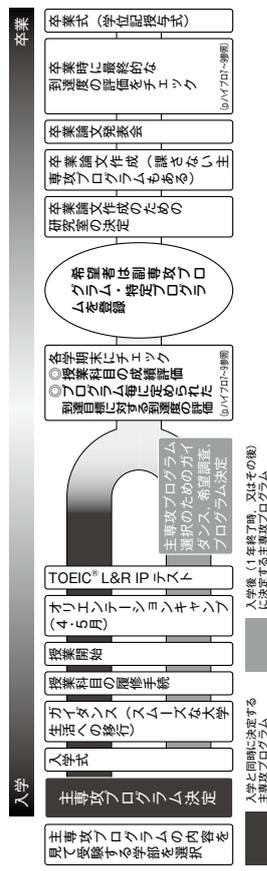
HIPROSPECTS®では、

- まず入学時に、卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて、所定のカリキュラム (教育課程) に従い学習を進めてください。
- 到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか、定期的に確認してみなさんにお伝えし、その確認結果に基づいた学習サポートを行います。例えば、確認の結果、弱い点が見つかれば、それを克服するためにどのような学習をすれば良いかアドバイスする、といったことです。
- 以上を踏まえ、みなさんは到達目標の実現はもろろんのこと、それ以上の知識や能力を身につけられるようになんばってください。

2. 卒業までの主な流れ

授業を受けるためには、学期の始めに履修手続を行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば、単位を修得することができます。

そして、主専攻プログラム (p.ハイプロ3参照) で示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。



## II. HIPROSPECTS®の構成

HIPROSPECTS®は、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムの3種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは、学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方、副専攻プログラム及び特定プログラムは、その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように、各プログラムの内容を理解して、学習を進めてください。

### 1. 主専攻プログラム

#### 1) 目的

主専攻プログラムとは、所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい、学士号の取得を目的として、教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって、所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員1つ登録します。

なお、所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は、その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ、転学部・転学科等を行う必要があります。

### 2) 学期毎の評価、卒業

主専攻プログラムでは、学期毎に履修した各授業科目で評価（p.ハイプロ7～9参照）が行われ、自らの到達度のチェックができるようになっていきます。また、主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。

### 3) その他

主専攻プログラムの詳細については、専門教育に関するページをご覧ください。

## 2. 副専攻プログラム・特定プログラム

### 1) 目的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは、主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお、その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど）、又は、②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

### 2) 共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには、その他、次のような共通点・相違点があります。

#### ①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	<b>主専攻プログラムの履修基準によつては、副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができます場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。</b>
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ、毎年1月上旬から2月上旬（※）に「Myもみじ」のアンケート機能によりプログラムの登録を申請し、登録許可を受けた場合に、翌年度から履修を開始します。
授業科目の履修	○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち、入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば、その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。 ○授業時間割の関係で、副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。 ○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点(GPA) (p.ハイプロ7～9参照)の計算対象に含まれます。
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨、記載されます。プログラムの修了条件を満たすと、「修了」した旨、記載されます。

※一部の特定プログラムでは、登録申請時期が異なります。詳しくはHIPROSPECTS® ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください (p.ハイプロ6参照)。

## ②相違点

項目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	1プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	各自の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則、全てのプログラムから選択することができます。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し、卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し、卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

## 3) 履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは、次のとおりです。

時期	詳細
1月上旬から2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「Myもみじ」で確認</li> <li>○登録のための要件、時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認</li> <li style="padding-left: 20px;">↓</li> <li>○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談</li> <li style="padding-left: 20px;">↓</li> <li>○「Myもみじ」のアンケート機能から、副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請</li> <li style="padding-left: 20px;">↓</li> <li>○登録許可の審査結果を確認</li> <li>○登録許可を受けた場合、副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始</li> </ul>
翌年度前期	

## 4) その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み、到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また、登録する際に不明な点等があれば、チューターや指導教員、所属する学部の学生支援担当に相談してください。

## ■ HiPROSPECTS® をより良く理解するための3つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を、次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	<b>各主専攻プログラムの詳細</b> (プログラムの概要、ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針・プログラムの到達目標)、カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)、学修の成果、取得可能な資格 等)	HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	<b>各副専攻プログラム、各特定プログラムの詳細</b> (プログラムの概要、到達目標、登録時期、登録要件、授業科目 等)	
シラバス	<b>プログラムを構成する各授業科目の詳細</b> (授業計画、予習・復習へのアドバイス、テキスト、成績評価の基準 等)	「Myもみじ」で閲覧できます。

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト URL

(主専攻プログラム) <https://www.hiroshima-uac.jp/prog/program/syusenkou>

(副専攻プログラム) <https://www.hiroshima-uac.jp/prog/program/hukusenkou>

(特定プログラム) <https://www.hiroshima-uac.jp/prog/program/tokutei>

### III. 評価の方法

HIPROSPECTS®の大きな特徴の一つは、これまでになく新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は、HIPROSPECTS®を導入し、プログラム毎に到達目標を定めることにより、みなさん一人ひとりに対し、従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて、**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより、みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ、今後の学習方法についてのヒントを得ることができるのです。

#### 1. 授業科目の成績評価

みなさんは、履修基準に従って授業科目を履修し、試験を受けて、必要な単位を修得していきますが、みなさんの学習成果の評価は、まずその授業科目毎に行われます。それが**授業科目の成績評価**です。

成績評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階評価とし、秀、優、良、可を合格とします。成績評価の結果は、学期毎に通知します。

なお、各授業科目で行われる成績評価の基準等は、シラバスに明示されています。

#### 2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)

授業科目の成績評価をまとめた指標として、全学的に算出方法を統一した平均評価点 (GPA : Grade Point Average) を通知します。算出公式は次のとおりです。

この GPA は、履修指導に活用する他、奨学金、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

**【本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average) 算出公式】**

$$\text{GPA} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(注) 分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると、履修しきれなくなり GPA が下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

#### **Aさんの場合** 適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位 (10科目 (各2単位))

前期成績：秀/10単位、優/4単位、良/2単位、可/4単位

$$\frac{10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1}{20 \times 4} \times 100 = 75.00$$

#### **Bさんの場合** 無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位 (15科目 (各2単位))

前期成績：秀/0単位、優/10単位、良/2単位、可/12単位、(不可/6単位)

$$\frac{0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1}{30 \times 4} \times 100 = 38.33$$

#### **【GPAの計算対象となるもの】**

**5段階評価 (欠席を含む) が付された授業科目が GPA の計算対象になります。**  
なお、**副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目も GPA の計算対象になります。**

#### **【GPAの計算対象とならないもの】**

**成績評価欄が「認定」となっている授業科目は、5段階評価が付されていないことから、GPA の計算対象となりません。**また、履修手続の際に、**履修区分分を「単位不要」とした授業科目**については、そもそも単位が出ませんので **GPA の計算対象となりません。**

#### **【参考：「認定」の授業科目について】**

他大学等で行った学修又は修得した単位 (外国語技能検定試験等を含む。) を本学の授業科目の履修と見なして単位を認定し、5段階評価を付さない場合は、当該授業科目の成績欄が「認定」となります。その取扱いは、下記のとおりです。

- ・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位 (外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。) を本学の授業科目と見なして単位認定する場合、5段階評価は付さない。
- ・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位 (外国語技能検定試験等を含む。) を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合、原則として5段階評価は付さないが、協定等により5段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り、5段階評価を付すことができる。(各学部で取扱いが異なり、5段階評価を付す場合は、GPA の計算対象となる。)

### 3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは、詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について、到達度の評価を行っています。

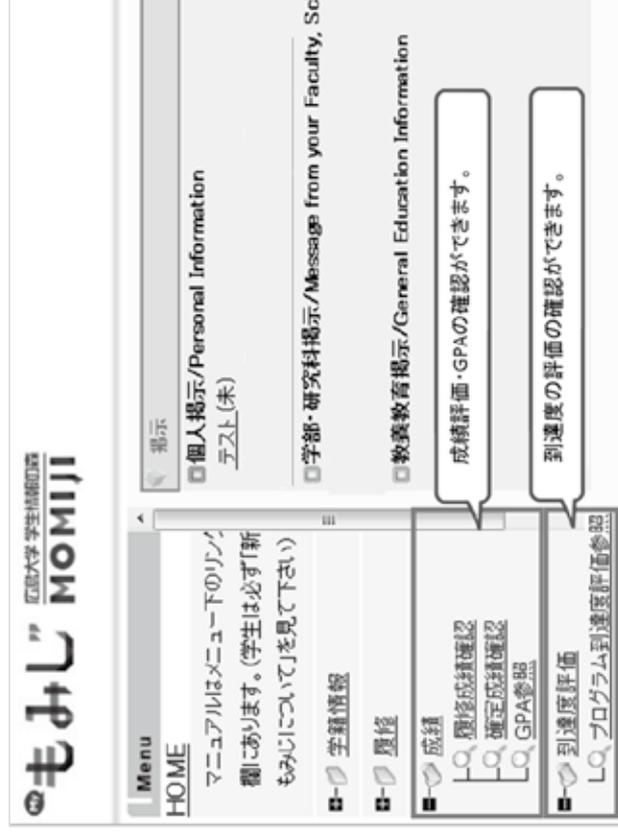
到達度の評価は、「極めて優秀 (Excellent)」、「優秀 (Very Good)」、「良好 (Good)」、「3段階で評価し、その結果は、学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは、その授業科目の履修の成果は分かりますが、プログラムが掲げる到達目標に対して、自分が今の程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることは、到達目標の実現に向けて、具体的にどういう能力がどの程度身につき、何が足りないのかを把握でき、またそれに基づいて、次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができま。

到達度の評価は、学期毎に更新され、卒業時に通知される評価内容が、最終の到達度を表します。したがって、例えばある段階で「良好 (Good)」という評価を一旦受けても、その後ががんばって学習を続けた結果、卒業時には「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けられることもありますし、逆にある段階で「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けていても、その後の努力を怠った結果、評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら、卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

#### ■ 成績評価、GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価、GPA 及び到達度の評価は、「My もみじ」で確認することができます。



## IV. 副専攻プログラム一覧

開講キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	総合科学部
	歴史学副専攻プログラム	文学部
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	文学部
	日本・中国文学・言語学副専攻プログラム	文学部
	欧米文学・言語学副専攻プログラム	文学部
	初等教育教員養成副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育教員養成副専攻プログラム	教育学部
	中等教育科学 (理科) 副専攻プログラム	教育学部
	中等教育科学 (数学) 副専攻プログラム	教育学部
	中等教育科学 (技術・情報) 副専攻プログラム	教育学部
	中等教育科学 (社会・地理歴史・公民) 副専攻プログラム	教育学部
	中等教育科学 (国語) 副専攻プログラム	教育学部
	中等教育科学 (英語) 副専攻プログラム	教育学部
	日本語教育副専攻プログラム	教育学部
	健康スポーツ教育副専攻プログラム	教育学部
	人間生活教育副専攻プログラム	教育学部
	音楽文化教育副専攻プログラム	教育学部
	造形芸術教育副専攻プログラム	教育学部
	教育学副専攻プログラム	教育学部
心理学副専攻プログラム	教育学部	
公共政策副専攻プログラム	法学部	
ビジネス法務副専攻プログラム	経済学部	
現代経済副専攻プログラム	経済学部	
数学副専攻プログラム	理学部	
化学副専攻プログラム	理学部	
地球惑星システム学副専攻プログラム	理学部	
機械システム副専攻プログラム	理学部	
輸送システム副専攻プログラム	工学部	
材料加工副専攻プログラム	工学部	
エネルギー変換副専攻プログラム	工学部	
電気システム情報副専攻プログラム	工学部	
電子システム副専攻プログラム	工学部	
応用化学副専攻プログラム	工学部	
化学工学副専攻プログラム	工学部	
生物工学副専攻プログラム	工学部	
社会基盤環境工学副専攻プログラム	工学部	
建築副専攻プログラム	工学部	
水圏統合科学副専攻プログラム	生物生産学部	
応用動植物科学副専攻プログラム	生物生産学部	
食品科学副専攻プログラム	生物生産学部	
分子農学生命科学副専攻プログラム	生物生産学部	
情報科学副専攻プログラム	情報科学部	

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に副専攻プログラムの説明書 (p.ハイプロ6参照) に目を通し、到達目標等を理解してください。

## V. 特定プログラム一覧

### 【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開講キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	Global Peace Leadership Program	教育本部
	グローバル教員養成特定プログラム	教育学部
	法律専門職養成特定プログラム	法学部 法務研究科
	科学コミュニケーション養成特定プログラム	理学部
	基本統計学特定プログラム	情報科学部
	基本情報処理特定プログラム	情報メディア教育研究センター
	情報メディア教育特定プログラム（情報デザインコース）	総合科学部 情報メディア教育研究センター
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	トライリンガル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー養成特定プログラム	アクセシビリティセンター
ひろしま平和共生リーダー養成特定プログラム	産学・地域連携センター	
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部	

### 【資格の取得を目的とするプログラム】

開講キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館
		総合科学部
		文学部
		教育学部
		理学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	生物生産学部
		総合科学部
		文学部
		教育学部
		法学部
社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学部	
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	教育学部	

特定プログラムの登録・履修については、必ず事前に特定プログラムの説明書（p.ハイプロ6参照）に目を通し、到達目標等を理解してください。

### ■特定プログラムに関する資格

特定プログラムには、前述のとおり、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの及び資格の取得を目的として編成されたものの2種類があります。そのうち、資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお、プログラムを修了するだけでは、その資格を取得することはできません。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので、説明書等で確認してください。

資格	資格の概要等
(関連する特定プログラム)	<p>学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。</p> <p>学芸員の資格を得るためには、学士の学位を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要がありますが、これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。</p> <p>なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによつて初めて学芸員となることです。</p>
学芸員 (学芸員資格取得 特定プログラム)	<p>社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会現象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。</p> <p>社会調査士の資格を得るためには、社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会調査士資格取得特定プログラムです。</p>
社会調査士 (社会調査士資格取得 特定プログラム)	<p>社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担います。</p> <p>社会教育主事として任用されるためには、社会教育主事講習等規程で定められた、「大学において修得すべき社会教育に關する科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会教育主事基礎資格特定プログラムです。</p> <p>なお、本プログラムを修了（社会教育主事基礎資格の取得）しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後、行政機関などで社会教育関連の職務（社会教育主事補など）を一定期間経験した上ではじめて、社会教育主事として任用される条件を満たすこととなります。</p>
社会教育主事 (社会教育主事基礎資格 特定プログラム)	<p>学校図書館は、児童・生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は、この学校図書館の専門的職務をつかさどり、司書教諭の資格を得るには、まず、教員免許状を取得し教諭であること、そして、学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた、この講習で修得する必要がある科目で編成されたものが、学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。</p>
学校図書館司書教諭 (学校図書館司書教諭資格 取得特定プログラム)	

## VI. HIPROSPECTS<sup>®</sup> 関係規則等

### 1. 広島大学教育プログラム規則

平成18年2月14日  
規則第5号

#### 広島大学教育プログラム規則 (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学規則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第19条第5項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに關し必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本学の教育プログラムは、到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

#### (名称)

第3条 本学の教育プログラムは、到達目標型教育プログラム（HIPROSPECTS（ハイプロスペクト）と称する。

#### (種類)

第4条 プログラムの種類は、その教育目的により、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第5条 主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第6条 副専攻プログラムとは、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第7条 特定プログラムとは、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

#### (開設及び編成)

第8条 主専攻プログラム及び副専攻プログラムは、単一の学部で、又は学部をまたがって開設することができる。

第9条 特定プログラムは、単一の学部等（学部、研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で、又は学部等をまたがって開設することができる。

第10条 プログラムを新規に開設しようとするときは、第12条から第14条までに規定する担当教員会は、原則として開設する前年度の7月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し、プログラムを開設しようとする学部等を通じて、理事（教育担当）の承認を得るものとする。

第11条 主専攻プログラムは、到達目標とその意義、育成しようとする人材像を明示して

編成するものとし、修了要件単位は通則第44条第1項に示す単位数とする。

第12条 主専攻プログラムの履修に關し必要な事項は、学部が定める。

第13条 副専攻プログラムは、一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから、そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は16単位以上で、30単位を超えない範囲とする。

第14条 副専攻プログラムの履修に關し必要な事項は、別に定める。

第15条 特定プログラムは、主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は10単位程度を目安とする。

第16条 特定プログラムの履修に關し必要な事項は、別に定める。

#### (実施体制)

第17条 プログラムの責任ある実施体制を保證するための教員組織として、各プログラムに担当教員会を置く。

第18条 副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は、当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保證するための教員組織を兼ねるものとする。

第19条 第1項の規定にかかわらず、特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは、責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第20条 主専攻プログラム担当教員会は、当該主専攻プログラムを担当する教員のうち、専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

第21条 二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は、原則として一つの主たるプログラムを選び、その担当教員会の構成員となる。

第22条 特定プログラム担当教員会は、当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

第23条 前3条に規定する担当教員会は、プログラムごとに、その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法を定め、次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム 主専攻プログラム詳述書（別記様式第1号）

(2) 副専攻プログラム 副専攻プログラム説明書（別記様式第2号）

(3) 特定プログラム 特定プログラム説明書（別記様式第3号）

#### (シラバス)

第24条 教員は、担当する授業科目について、履修する上で必要な情報をまとめたものとして、シラバスを作成するものとする。

#### (登録)

第25条 主専攻プログラムは、入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり、学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

第26条 副専攻プログラム及び特定プログラムは、学生がその履修を希望し、許可された場合に登録するものとする。

(主専攻プログラムの変更)

第27条 学生が、他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは、次の各号によ

り取り扱うものとする。

- (1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは、通則第36条の規定により、転学部の許可を受けた上で変更するものとする。
  - (2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは、転学科等を伴う場合は、通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし、転学科等を伴わない場合は、当該学部が定める方法により変更するものとする。
- (学生の評価)

第19条 平均評価点 (GPA : Grade Point Average) は、授業科目の成績評価に基づき算出し、総合的な成績評価の指標として、学期ごとに学生に通知するものとする。

2 授業科目の成績評価のほか、主専攻プログラムにおいては、プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い、学期ごとに学生に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学生の評価に関し必要な事項は、別に定める。(点検・評価)

第20条 担当教員会は、到達度の評価結果その他プログラムの実施状況を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

(改善)

第21条 担当教員会は、前条の点検・評価を基に、プログラムの改善を行うものとする。

2 担当教員会が、プログラムの改善を実施しようとするときは、軽微な改善を除き、当該学部等を通じて理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(廃止)

第22条 学部等は、第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは、理事(教育担当)の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学部等のできるべきところによる。

## 主専攻プログラム詳述書

別記様式第1号 (第5条第1号関係) 主専攻プログラム詳述書	
開設学部(学科)名 ( )	
開設学部(学科)名 ( )	
開設学部(学科)名 ( )	
プログラムの名称	(和文) ..... (英文) .....
1 取得できる学位	.....
2 概要	.....
3 アプローチ・ポリシー(学習方法)・プログラムの到達目標	.....
4 カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方法)	.....
5 開始時期・受入条件	.....
6 取得可能な資格	.....
7 授業科目及び授業内容	.....
8 学習の成果	.....
9 卒業論文(卒業研究)	.....
10 責任体制	.....

## 副専攻プログラム説明書

別記様式第2号 (第5条第2号関係) 副専攻プログラム説明書	
開設学部(学科)名 ( )	
開設学部(学科)名 ( )	
開設学部(学科)名 ( )	
プログラムの名称	(和文) ..... (英文) .....
1 概要	.....
2 到達目標	.....
3 登録時期	.....
4 登録条件	.....
5 受入上限数	.....
6 授業科目及び授業内容	.....
7 終了条件	.....
8 責任体制	.....
9 提携単位の認定単位取等 (1) 他大学等における提携単位の認定単位取等 (2) 広島大学における提携単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位取等	.....

## 特定プログラム説明書

別記様式第3号 (第5条第3号関係) 特定プログラム説明書	
開設学部(学科)名 ( )	
開設学部(学科)名 ( )	
開設学部(学科)名 ( )	
プログラムの名称	(和文) ..... (英文) .....
1 概要	.....
2 到達目標	.....
3 登録時期	.....
4 登録条件	.....
5 受入上限数	.....
6 授業科目及び授業内容	.....
7 終了条件	.....
8 責任体制	.....
9 提携単位の認定単位取等 (1) 他大学等における提携単位の認定単位取等 (2) 広島大学における提携単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位取等	.....

## 2. 広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年3月14日  
副学長（教育・研究担当） 決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第2条 副専攻プログラムの名称及びその開設学部は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第2号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は、一つに限り副専攻プログラムを登録することができる。ただし、登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは、登録することができない。

2 前項の登録に関する手続は、各学年初終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会が定める。

5 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムに登録している間、成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 副専攻プログラムの担当教員会は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。

2 開設学部の長は、副専攻プログラムを修了した者に、副専攻プログラム修了証書（別

記様式）を授与する。

3 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（試験及び追試験）

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

（単位の取扱い）

第11条 副専攻プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれその細則に定めるところによる。

別表（第2条関係）

（略）

別記様式（第8条第2項関係）

第	号
副専攻プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏名	
生年月日	
本学〇〇学部の〇〇副専攻プログラムを修了したことを認める	
年 月 日	
広島大学	長 副 印

### 3. 広島大学特定プログラム履修細則

平成18年3月14日  
副学長（教育・研究担当）決裁

#### 広島大学特定プログラム履修細則

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第2条 特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部、研究所、附属研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 特定プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第3号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、特定プログラムが定める基準を満たしている場合は、当該プログラムを登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は、各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし、登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員又は責任者が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 特定プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員又は責任者が定める。

5 所属する学部の長は、学生が特定プログラムに登録している間、成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部等がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は、責任者の意見。次項において同じ。）に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 特定プログラムの担当教員又は責任者は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。ただし、卒業の認定を受けていない者であっても、所属する学部の長が認め、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したのものについても、修了の判定を行う。

2 開設学部等の長は、特定プログラムを修了した者に、特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

3 所属する学部の長は、学生が特定プログラムを修了した場合、成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

（単位数の計算の基準）

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は、広島大学通則第19条の3第1項に規定する基準に基づき、当該プログラムの担当教員又は責任者が定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（試験及び追試験）

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあっては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあっては各学部細則の定めるところによる。

第11条 前条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は、原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、開設学部等があらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病氣その他のやむを得ない事由によることを認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条 第10条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について、次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
- (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
- (3) 天災その他の非常災害
- (4) 交通機関の突発事故
- (5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければならぬ。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験し

## Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

### ■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

開設学部	問い合わせ先	電話番号	E-mailアドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	文学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakus@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部	社会科学部支援室 (法学部担当)	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部	社会科学部支援室 (経済学部担当)	(082)424-4646	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
理学部	理学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-7317	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 (工学部担当)	(082)424-7524	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-7915	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学研究科支援室 (情報科学部担当)	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

### ■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mailアドレス
Global Peace Leadership Program (学生プラザ3F)	教育推進グループ (学生プラザ3F)	(082)424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
グローバル教員養成特定プログラム	教育学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakus@office.hiroshima-u.ac.jp
法律専門職養成特定プログラム	社会科学部支援室 (法学部担当)	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
科学コミュニケーション養成特定プログラム	理学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
基本統計学特定プログラム	工学研究科支援室 (情報科学部担当)	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
基本情報処理特定プログラム (情報デザインコース)			
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリガル養成特定プログラム	教育推進グループ (学生プラザ3F)	(082)424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	社会連携グループ (総務担当)	(082)424-7977	syakai-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp
ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム			
社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学研究科支援室 (学上課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakus@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	電地区運営支援部学生 支援グループ (養学部担当)	(082)257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他、HIPROSPECTS®に関する質問は、教育推進グループ（学生プラザ3F）へ問い合わせてください。なお、E-mailを送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

なければならぬ。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(単位の取扱い)

第13条 特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、特定プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第2条関係）

(略)

別記様式（第8条第2項関係）

第 号
特定プログラム 修了証書
学部・学科等 氏 名 生 年 月 日
本学の〇〇特定プログラムを修了した ことを認める
年 月 日
広島大学 長 印



それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお、所属(又は希望)する主専攻プログラムの記載がない場合も、授業科目の履修は可能なので、積極的に履修してください。

主 専 攻 プ ロ グ ラ ム	パ ッ ケ ー ジ
(総合科学部) 総合科学プログラム	総合科学系
(文学部) 地理学・考古学・文化財学プログラム、英米文学語学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
(教育学部) 心理学プログラム	心理学系
(法学部) 公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム	情報と社会系
(経済学部) 現代経済プログラム	経済学系
(理学部) 生物学プログラム	生物生命系
(理学部) 地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
(医学部・歯学部・薬学部) 医学プログラム、看護学プログラム、理学療法プログラム、作業療法プログラム、歯学プログラム、口腔保健学プログラム、口腔工学プログラム、薬学プログラム	医療系
(工学部) 機械システムプログラム、輸送システムプログラム、材料加工プログラム、エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
(工学部) 電気システム情報プログラム、電子システムプログラム	情報工学系
(工学部) 応用化学プログラム、生物工学プログラム、化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
(工学部) 社会基盤環境工学プログラム	情報社会でのデータサイエンス系
(工学部) 建築プログラム	建築系
(生物生産学部) 水圏統合科学プログラム、応用動植物科学プログラム、食品科学プログラム、分子農学生命科学プログラム	生物生産系

## X. 初年次インターンシップ(社会体験)の全学実施について

広島大学では、学部1年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験、就業体験、ボランティア等を行う「初年次インターンシップ(社会体験)」を2019年度から実施します。これは、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、今後、みなさんが大学生生活をより有意義に送るよう学修意欲を喚起するとともに、将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先、実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学部・学科等	初年次インターンシップ(社会体験)実施方法
総合科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイドンスで説明します。
文学部	学生便覧の「初年次インターンシップ(社会体験)の実施について」を参照してください。
教育学部	内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
教特	「小学校教育実習入門」、「特別支援学校教育実習入門」、「教養ゼミ」の一部で実施
教二	「中・高等学校教育実習入門」の一部で実施
教三	※教日、教造、教教は「教養ゼミ」も活用して実施
教四	
教教	
教心	「教養ゼミ」の一部で実施
法学部	学生便覧の「法学部における初年次インターンシップ(社会体験)について」を参照してください。
経済学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイドンスで説明します。
理学部	詳細は、ガイドンスやMyもみじ等を通じてお知らせします。
理数	下見地域の清掃ボランティア等
理物	広島県内企業等でのインターンシップに派遣
理化	マイクロンメモリジャパン合同会社への企業訪問(工場見学・体験実習)
理生	宮島の寺院・施設等への訪問、訪問先近隣の学校の生徒との交流
理地	博物館・企業等への訪問(見学・体験実習)〔地球科学野外巡検A〕内で実施)
医学部	
歯学部	夏季休業期間中、医学部・歯学部・薬学部3学部3学部合同で、医療機関等での合同早期体験実習を実施します。詳細はMyもみじで通知します。
薬学部	

工学部	詳細は、各級のガイダンスで説明します。なお、工学特別コースは各級に組み入れて実施します。
工一	「教養ゼミ」の一部で、工場見学（アイスカッション等を含む）を実施
工二	企業インターンシップ、又は、施設・工場見学（アイスカッション含む）を実施
工三	施設・工場見学（アイスカッション含む）を実施
工四	「教養ゼミ」の一部で、社会基盤施設見学（アイスカッション含む）、又は、建築の公開見学会イベントのスタツプとして参加
生物生産学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部	学生便覧の「『学部教育』初年次インターンシップ（社会体験）」を参照してください。

表中における教育学部、理学部、工学部の各級・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類(学校教育系) 初等教育教員養成コース	理数	数学科
教特	第一類(学校教育系) 特別支援教育教員養成コース	理物	物理学科
教二	第二類(科学文化教育系)	理化	化学科
教三	第三類(言語文化教育系)	理生	生物科学科
教日	第三類(言語文化教育系) 日本語教育コース	理地	地球惑星システム学科
教四	第四類(生涯活動教育系)	工一	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
教造	第四類(生涯活動教育系) 造形芸術コース	工二	第二類(電気電子・システム情報系)
教教	第五類(人間形成基礎系) 教育学系コース	工三	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
教心	第五類(人間形成基礎系) 心理学系コース	工四	第四類(建設・環境系)



## 広島大学学章

緑の色地は更生する清新な生命を代表し、中央の学章はフェニックスの葉を図案化したものである。

これは、エジプト神話に出てくる霊長フェニックスが、500年生きるとその巣に火をつけ、自分の身を焼き灰の中から新たな生命をもって蘇えるといわれる不死鳥であることになぞらえ、原子爆弾で廃墟となった広島市に新たに生まれた本学を象徴した。

